

水と緑が暮らしに

寄り添うまち すみだ

第二次墨田区緑の基本計画 ～墨田区生物多様性地域戦略～

令和4年●月
墨田区

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 緑の基本計画及び生物多様性地域戦略について.....	2
2 基本計画の位置づけ.....	3
3 計画の枠組み等.....	3
4 緑の役割と生物多様性の恵み.....	4
5 多様な主体の協働による施策の推進.....	6
6 計画策定の背景.....	7
7 計画策定の視点.....	11
第2章 現状と課題.....	13
1 区の概況.....	14
2 墨田区の緑と生物の現況.....	16
3 区と区民の取組.....	26
4 区民の意識.....	32
5 墨田区の緑と生物の課題.....	36
第3章 基本理念、基本方針、数値目標.....	39
1 基本理念.....	40
2 基本方針.....	42
3 目標.....	44

第4章 施策	49
1 施策体系	50
2 施策	52
基本方針1 身近な緑に気づき、ふれあい、育む	52
基本方針2 緑と生物多様性を守り継承する	58
基本方針3 緑のある暮らしを共創し、生物多様性の保全に協働で取り組む	62
基本方針4 緑をつなぎ、広げる	66
基本方針5 緑を生かしてまちの魅力を向上する	70
3 地域ごとの計画内容	75
1)堤通・墨田・八広・東墨田・立花・文花地域	76
2)向島・京島・押上地域	78
3)吾妻橋・本所・両国・緑・立川・菊川地域	80
4)業平・錦糸・江東橋地域	82
第5章 計画の進行管理	85
1 進行管理体制	86
2 施策の進行管理	87
参考資料	89
1 検討委員等名簿(要検討)	90
2 審議・検討経過	93
3 区民の意識	96
4 墨田区の生物カルテ	104
5 用語解説	112

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 緑の基本計画及び生物多様性地域戦略について

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条の規定に基づくもので、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置として、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するための計画です。

生物多様性地域戦略とは、生物多様性基本法第13条に基づくもので、対象とする区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

環境省では、「生物多様性地域戦略を、他の計画と融合、または一部として策定することも可能」としています。また、国土交通省では、「緑の基本計画に生物多様性の観点を加えることで、地方公共団体による都市の生物多様性の確保の取組が一層推進されることが期待される」とし、中でも緑の基本計画については「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を示し、関連が深いものとなっています。

本区は水辺空間に恵まれ、緑地は少しずつ増加し、緑に対する区民の関心度も高まってきています。一方で、区内では生態系に被害を与える外来生物が確認されていること、区民の「生物多様性」という言葉の認知度が45%ほどとなっていること、エコロジカルネットワーク^{※1}を形成していくこと等がこれからの課題となっています。

このことから本区においては、「生物多様性地域戦略」と連携を密にした「緑の基本計画」とすることが、豊かな水と緑の環境や区民の緑文化を未来へ引き継ぎ、かつ生物多様性施策を合理的かつ効果的に推進していくうえで重要になると考えます。

緑の役割と生物多様性の恵み（P.4～5 後述）を将来に渡って享受できるまちの実現を目指し、区の現状や国の考え方を踏まえ、本計画は生物多様性地域戦略を包括したものととして策定します。

生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

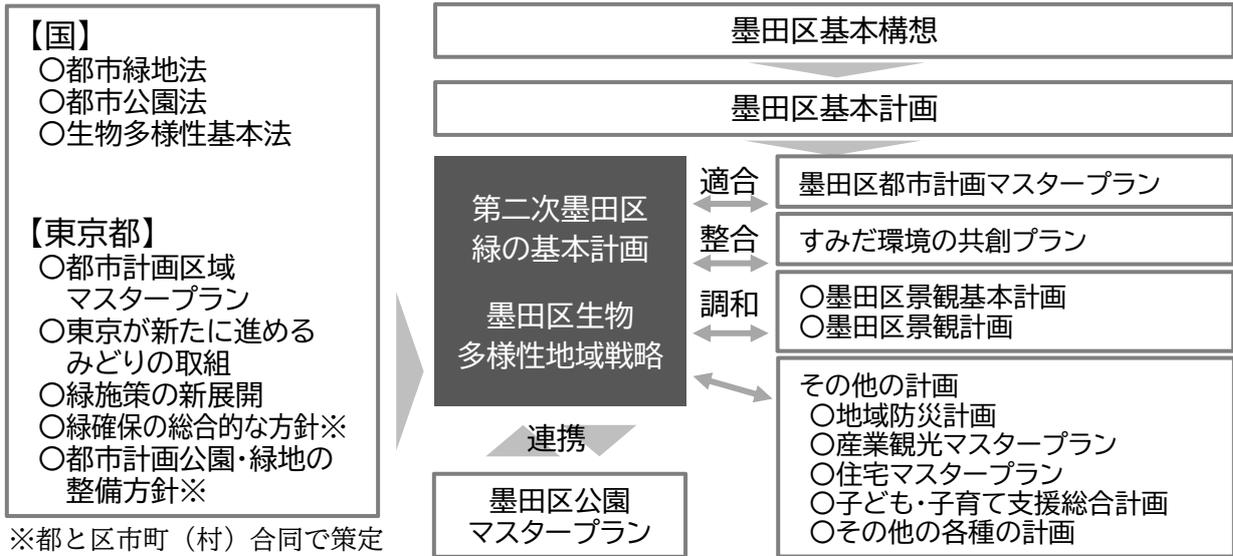
出典：環境省 HP「みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性」

^{※1} 「生きもの」の生息拠点となる緑地を小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、「生きもの」が移動がしやすい状態となっている生息地のネットワークのこと

2 基本計画の位置づけ

本計画は、墨田区基本計画を上位計画とし、墨田区都市計画マスタープランに適合し、第二次すみだ環境の共創プランと整合し、墨田区景観基本計画・墨田区景観計画と調和がとれるものとします。なお、国の各種政策の理念や趣旨を反映し、東京都の関連計画と連携します。

また、本計画の目的や計画が担う役割等を踏まえて、公園等の新規整備、改修整備、管理運営、区民協働のあり方等についてとりまとめるものとして墨田区公園マスタープランがあります。



3 計画の枠組み等

(1) 目標年次

本計画の目標年次は、墨田区都市計画マスタープランにおける目標時期を考慮し、令和4（2022）年度から令和22（2040）年度とし、その中間年である令和12（2030）年度に中間見直しを行います。

	令和4年度～令和11年度 (2022年度～2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度～令和22年度 (2031年度～2040年度)
第二次墨田区緑の基本計画	→	中間見直し	→
墨田区生物多様性地域戦略	→		→
墨田区都市計画マスタープラン	→		

(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、墨田区全域 1371.13ha（東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図データの行政界データ図形面積）とします。区の全域を都市緑地法に基づく緑化重点地区とするため、この計画に記載する施策は、緑化重点地区における緑化の推進に関する事項を兼ねるものとします。緑被地等の表現についても同面積を用いることとしています。

4 緑の役割と生物多様性の恵み

(1) 緑の役割

本計画において「緑」とは、樹木・樹林・生け垣・草花・草地に加え、緑や私たち人間を含むあらゆる生きものの生存基盤となる水、土、大気、これらにより形成される環境を含めるものです。

緑は、私たちが暮らすまちの中で次の役割を担っています。

① 感性を育む

人々に季節感やうるおいを与え、都市に住む一人ひとりの心を豊かにします。

② レクリエーション・健康

人と自然のふれあいの場を提供します。身近な遊び場の確保や心身の健康づくりに役立ちます。

③ にぎわいづくり・コミュニティ醸成

にぎわい空間の演出、区民のさまざまなコミュニティ活動の場を提供します。イベントや歴史的催事など、地域の魅力を発信する場となります。

④ 景観・観光

都市において豊かで多様な景観をつくります。まちの魅力、観光資源となる風景を創出します。

⑤ 学びの場

生きものや自然環境と人との関わりについて関心を喚起するとともに一人ひとりの意識や行動を変容させていきます。

⑥ 園芸・家庭菜園の場

⑦ 環境保全

ヒートアイランド現象や地球温暖化を緩和します。大気汚染などを抑制します。

⑧ 防災

災害時の安全な避難場所や避難経路の確保、延焼防止や水害の抑制などに役立ち、まちを守ります。

⑨ 生物多様性の保全

生きものすみかや移動経路となるとともに、多様な生命を育む場、多様な生物の相互のかかわりあいの場となります。

(2) 生物多様性の恵み

生物多様性とは、様々な環境の中にいろいろな生きものがいて、相互に関わり合いながら生きていることをいいます。生物多様性の恵みは、おおむね次の4つに分けることができ、この恵みを将来にわたって享受し、豊かな暮らしを続けるためには、生物多様性を次世代に継承する必要があります。

① 文化的サービス：豊かなところや芸術、技術の根源

多種多様な生物・生命との関わりは、人々のところと精神に作用し、癒しや楽しみの源であり、芸術、技術、郷土芸能など豊かな文化をもたらします。

② 供給サービス：食べ物や燃料など私たちの暮らしを支えるもの

毎日の食卓を彩る肉や野菜などはもちろん、衣食住に関わる繊維や木材、医薬品、さらに石油や石炭の燃料も生物多様性の恵みです。

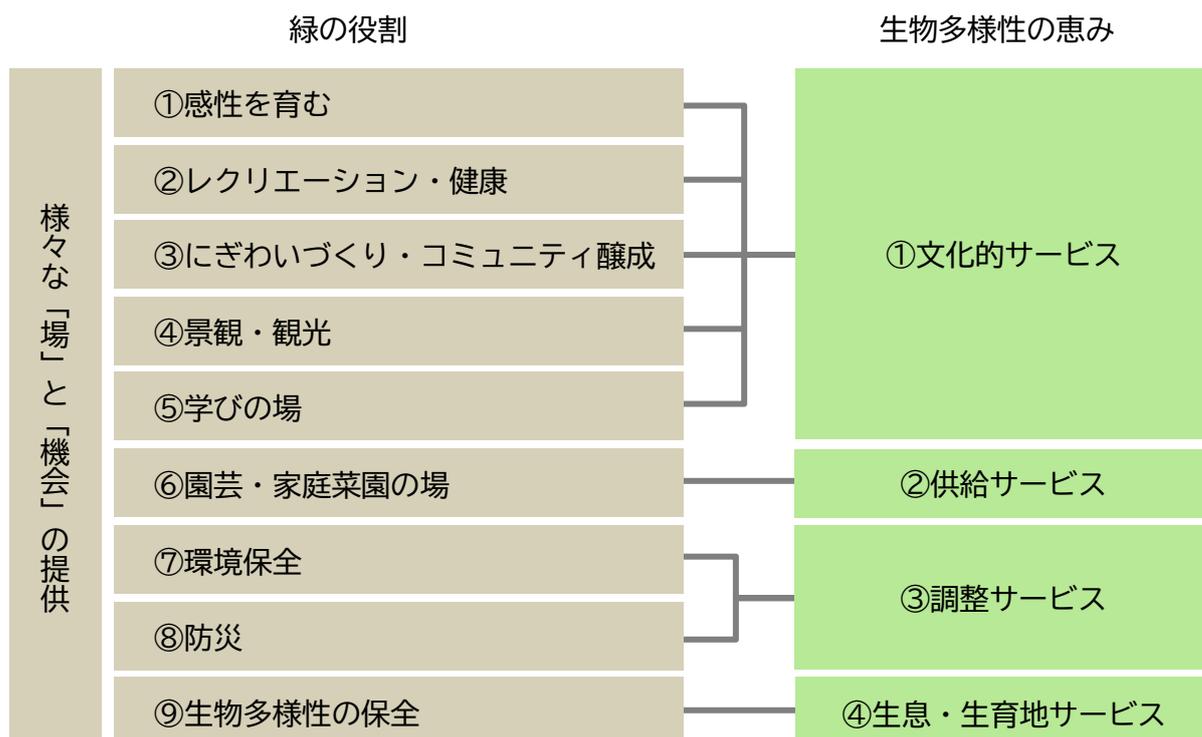
③ 調整サービス：自然に作用し、環境を安定させる生命のいとなみ

水や大気、土壌などの環境を調節し安定させる機能です。土壌に張った森林の根が土砂崩れを防止したり、生態系のバランスが保たれることで害虫の大発生を抑制したりします。

④ 生息・生育地サービス：生きものが生み出す大気と水

生命の維持に欠かせない水は、森林などに蓄えられ、気温や湿度は大気の循環や植物の蒸散作用により調整されます。すべての生命の基盤である水や大気は、地球全体の生物多様性が維持されることで保たれています。

■墨田区における緑の役割と生物多様性の恵みの関連イメージ



5 多様な主体の協働による施策の推進

本計画は、各主体の連携・協働により施策を推進していくことを目指します。緑を通じて地域のつながりを深めていくためにも区民・事業者・区それぞれの役割を以下に示します。

(1) 区民の役割

- ① 生活に身近な場所で緑にふれあう機会を充実していくことが期待されます。
- ② 多様な主体と連携・協働し、水と緑、生物多様性に関する知識を深めていくことが期待されます。

(2) 事業者の役割

- ① 事業所等の新・増築の際に、地上部の緑化を進めていくとともに、屋上緑化や壁面緑化などの立体的な緑化、駐車場緑化などに取り組むことが期待されます。
- ② 公開空地などによる緑化スペースの提供など、社会貢献活動を通じて緑を増やしていきます。
- ③ 事業所周辺の地域住民と連携・協働し地域緑化に取り組むことが期待されます。
- ④ 生態系に配慮した緑地の創出、生物多様性に配慮したサプライチェーンの構築と取組の発信、企業による生物多様性保全の取組が期待されます。

の実施

(3) 区の役割

- ① 「水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ」の実現に向け、既存の緑を保全するとともに目標達成に向けて公共施設の緑化や公園の緑化などを推進します。
- ② 区民・事業者・行政が一体となって緑化を進めるため、緑の基本計画や緑に関する情報提供をはじめ、施策の改善・創出を行いながら計画の目標達成に取り組んでいきます。
- ③ 区民・事業者の緑化に対する情報提供、様々な緑化活動に対する必要な支援を行います。
- ④ 地域の特性をふまえ、生物多様性を保全する取組を推進します。



6 計画策定の背景

(1) 社会情勢の変化

地球温暖化をはじめとした環境問題や、生物多様性の保全などの環境志向の高まり、気候変動により懸念される自然災害の激甚化など、社会情勢は大きく変化しています。

平成 27 (2015) 年の国連サミットでは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能で安心して住み続けられるまちづくりに向け「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: ^{エスディー・ジーズ}SDGs)」(以下、「SDGs」という。)が掲げられるなど、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた議論も進展しています。

また、令和 2 (2020) 年以降新型コロナウイルス感染症が世界中で感染拡大し、多くの感染者や死者を出すなど猛威を振るってきました。区では、区民の生命と健康を守るための感染防止策の徹底、区内事業者の支援などこれまで経験したことのない様々な対応に取り組んできました。区民の日常生活も今後は新しい生活様式が定着することでより一層多様化していくことが予測されます。

今後は、こうした社会情勢の変化に対応していくとともに、区の緑の役割と生物多様性の恵みを将来に渡って享受できるまちの実現を目指していくことが重要だといえます。

(2) 本区の状況

平成 7 (1995) 年に策定した墨田区緑の基本計画は、平成 23 (2011) 年に改定を行ってから 10 年余りが経過し、この間、人口の都心回帰の流れの中で、交通利便性の向上による住宅地としての魅力向上に伴い、人口の継続的な増加傾向が見られます。人口動向を背景に、「ものづくりのまち」の特徴である住宅・商業・工業の複合的な土地利用が変化しつつあり、近年では製造業が減少、工場の閉鎖や移転等から跡地への中高層マンション建設が進行し、住宅用地の比重が大きくなる傾向にあります。

観光入込客数は、東京スカイツリー®の開業以来高水準を保っていましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により減少しています。今後はポストコロナ時代を見据え、にぎわいのある空間の創出が期待されています。

(3) 本区の緑と生物に関する動向

昭和 54 (1979) 年度に 5.4%だった緑被率は、平成 30 (2018) 年度の調査では 10.7%に倍増し、緑地は徐々に増加しています。また、東京都の江東内部河川整備計画も進行中で、河川環境の整備が進むことが見込まれます。

生物の生育・生息環境の観点から、本区は大きくは市街地、公園や緑地、大規模な河川緑地に分けられ、調査の結果、それぞれの環境に応じた生物種が確認されました。

(4) 本区の緑文化

本区は、荒川や隅田川、旧中川などの豊かな水辺に囲まれ、江戸時代より受け継がれてきた春の花見、夏の夕涼みや花火など、四季を楽しむ緑文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。下町風情を残すまち並みでは、家の軒先の小さなスペースでも有効に活用し、季節の花々を大切に育む文化もあります。

(5) 関係法令、上位計画、関連計画等の動向

平成 29 (2017) 年に都市公園法等の改正が行われ、民間活力を活かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進すること、都市公園を柔軟に活用していくこと等が示されました。

東京都では「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、「東京が新たに進めるみどりの取組」をまとめ、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標としています。

墨田区都市計画マスタープランは、東京都策定の「都市づくりのグランドデザイン」(平成 29 年 9 月策定)と整合させるために、平成 31 (2019) 年 3 月に改定されました。このプランでは、まちづくりの目標を「下町文化にふれあい人とつながり『すみだらしさ』を次世代に継承するまちへ」としています。

(6) 本区の緑と生物に関する取組等の主な実績と課題

前計画の施策の進捗状況調査から、主な実績として以下があげられました。

①水と緑の環境の整備

- ・隅田川、江東内部河川、旧中川水辺公園等では、親水テラスの整備や桜の植樹などを行い、北十間川では水質浄化施設を設置して、水辺環境の整備が行われました。
- ・公園の整備には地域の声を可能な限り取り入れ、防災機能の充実やユニバーサルデザイン化も図られています。
- ・学校や公園などの公共施設の芝生化、集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例(以下「墨田区集合住宅条例」という。)や墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱(以下「墨田区開発指導要綱」という。)による緑化指導により、全体として緑地は少しずつ増加しています。
- ・一方で、樹木被覆地は減少しましたが、芝生化したこと等により、区民が憩える空間となっています。

②区民参加と協働

- ・緑や生物に係るイベントや講習会には毎回多くの参加者があり、区民の関心は高まっています。
- ・「緑と花のまちづくり推進地域制度」「隅田公園さくらパートナーシップ」「中川桜愛護会」など多くの区民参加型の仕組みがあり、緑化に協働で取り組んでいます。一方で、参加者の固定化や高齢化が課題となっています。

(7) 持続可能な開発目標（SDGs）と緑

持続可能で安心して住み続けられるまちづくりに向け、緑が果たす役割はますます大きくなっています。その一つが、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: ^{エスディー・ジーズ}SDGs）」への貢献です。SDGsは、平成27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、途上国に限らず先進国を含む全ての国に適用される普遍的な目標です。

本区は、墨田区基本計画で「暮らし続けたいまち」の実現を、また、墨田区都市計画マスタープランでは「安全に安心して暮らせるまち」を都市像のひとつとして掲げており、これらはSDGsの理念や目標と軌を一にしています。

緑の役割や生物多様性の恵みに鑑みると、これらを保全・推進することはSDGsの目標の一部である「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「安全な水とトイレを世界中に」「住み続けられるまちづくりを」「気候変動に具体的な対策を」「陸の豊かさを守ろう」「パートナーシップで目標を達成しよう」につながる取組であることがわかります。このことから本計画にはSDGsの視点を取り入れ、将来にわたって緑と生物の恩恵を感じ、住みつづけられるまちづくりを進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

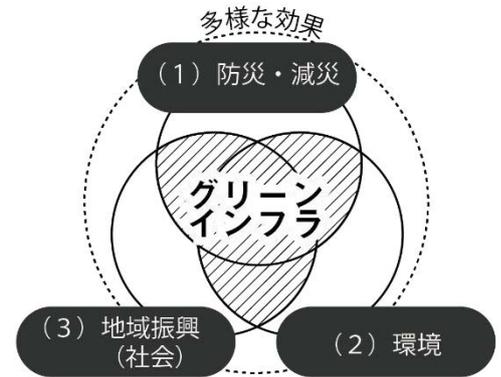


出典：国際連合広報センターWEB サイト

(8) グリーンインフラの活用

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」です（「グリーンインフラ推進戦略(国土交通省 令和元(2019)年7月4日公表)」より）。墨田区では、都市計画マスタープランにおいても「水とみどりを活用したネットワークづくり」にあたって施策・方針が掲げられています。

本計画においても、区民の暮らしの中で水と緑が持つ多様な機能を生かしてまちの魅力向上に取り組んでいくことが期待されています。



出典：「グリーンインフラ事例集 令和3年3月版」より作成

従来から自然環境が持つ機能を
活用し、防災・減災、地域振興、
環境保全に取り組んできた

グリーンインフラで 憩う



オープンスペースを活用した
健康イベント(東京都立川市)

コロナ禍を契機として、自然豊かなゆとり
ある環境で健康に暮らすことのできる生活
空間の形成が一層求められている

グリーンインフラで つなぐ



地域住民による緑地の維持管理
(新潟県見附市)

グリーンインフラは、植物の生育など時
間とともに機能を発揮。地域住民が
計画から維持管理まで参画できる取組

グリーンインフラで 守る



鶴見川多目的遊水地
(神奈川県横浜市)

令和元年東日本台風時に、公園と一体と
なった遊水地が鶴見川の水を貯留し災害
を防止するなど、気候変動に伴う災害の
激甚・頻発化への対応に貢献

グリーンインフラで 呼び込む



緑や水が豊かなオフィス空間
の形成(東京都千代田区)

SDGs、ESG投資への関心が高まる中、人
材や民間投資を呼び込むイノベティブで
魅力的な都市空間の形成に貢献

グリーンインフラの活用により、
防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、
SDGs に貢献する持続可能で
魅力ある社会の実現を目指す

出典：グリーンインフラ事例集 令和3年3月版

7 計画策定の視点

水と緑に関する社会の動向や前計画の成果と課題をふまえ、以下の視点に沿って計画を策定しました。

①都市の豊かな自然環境の保全活用に向けた、水と緑、生物多様性に関する施策の統合

水と緑に関する施策とともに、生物多様性確保の観点からも施策・具体的な取組を検討し、都市緑地法に基づく緑の基本計画と生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を一体的に推進する計画としています。

②持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

将来にわたって緑と生物の恩恵を感じ、住みつけられるまちづくりを進めていくことを目指し、本計画の具体的な取組を推進する11の視点、重点的な取組と、SDGsとの関連性を明らかにしています。

③グリーンインフラの考え方の反映

自然環境が持つ多様な機能を活用して地域の課題解決、魅力ある都市づくりを進めていくための取組とされるグリーンインフラについて、本計画の具体的な取組の中でその考え方を取り入れていきます。

今後施策を推進していくなかで、区内の各地域の魅力づくりやにぎわいづくり、生物多様性の保全などに資する墨田区のグリーンインフラの構築に取り組んでいきます。

④水と緑が区民の暮らしに寄り添うまちづくりを目指した目標設定

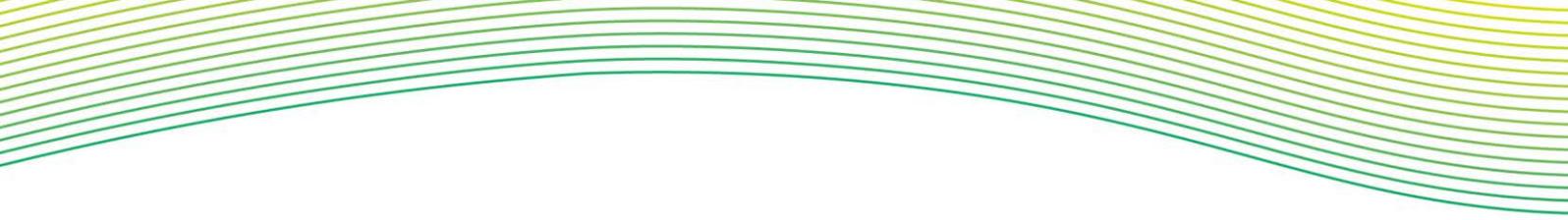
計画の目標設定にあたっては、「区民の緑の満足度向上」という指標を継承しつつ、緑が持つ機能を広く捉え、水面や公園全体も含めた「みどり率」を用いることとしました。前計画の「緑被率13%」の目標は努力目標として引継ぎ、参考値として数値を把握していきます。

また、生物多様性の施策推進にあたっては生物との共生に理解を深めている人の増加を目標として「生物多様性という言葉の認知度」を指標に用いることとしました。

⑤協働による緑化推進に向けた施策の充実

本計画では、区全域を緑化重点地区としています。緑化重点地区では行政による重点的な緑化施策に加え、市民緑地認定制度を活用することなどで、区民及び事業者等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることが期待されており、本区が目指す協働による緑化施策を推進していくものとしています。

また、公園の整備・管理への民間活力の導入検討、区民活動を支援する制度の拡充、組織団体の育成・支援等を通して、協働・共創による緑化を推進していくこととしています。



第2章

現状と課題

第2章 現状と課題

1 区の概況

(1) 人口

本区の総人口は、近年増加傾向が続き、令和3（2021）年4月1日現在で275,975人となっています。年齢3区分別の人口構成比をみると、令和3（2021）年4月1日現在で年少人口（0～14歳）が10.3%、生産年齢人口（15～64歳）が67.6%、高齢者人口（65歳以上）が22.1%となっています。

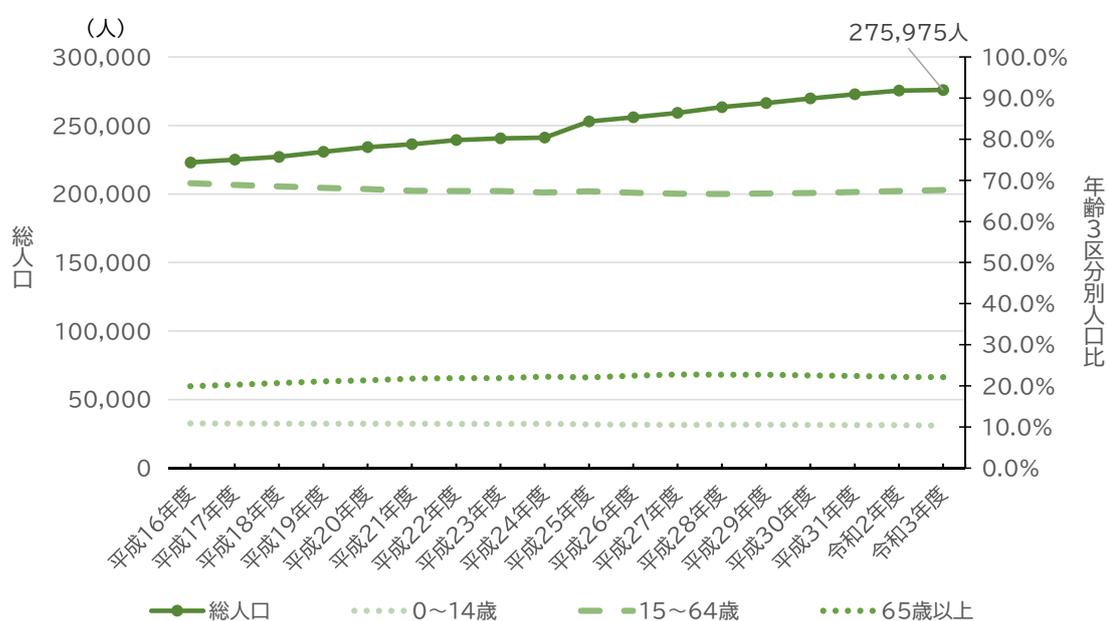


図1 人口

出典：墨田区ホームページ

(2) 土地利用

土地利用は、住居系が最も多く 27.0%、次いで交通系が 25.5%となっています。また、住居系、商業系、工業系で全体のおよそ5割を占めており、住商工が複合した土地利用となっています。

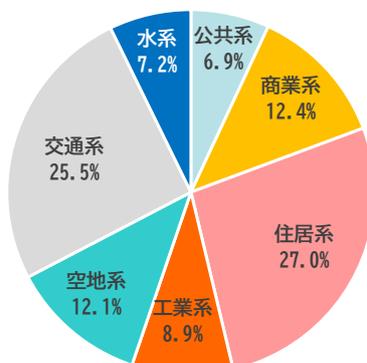


図2 墨田区の土地利用

出典：平成 28 年度 墨田区土地利用現況調査

(3) 交通

区内の主要道路としては、国道 2 路線、都道 10 路線の他、首都高速 6 号線、7 号線の 2 路線があります。錦糸公園や隅田公園等の大規模な緑地は主要道路に接しています。

区内の鉄道は、JR 総武本線、東武伊勢崎線、東武鉄道亀戸線、京成電鉄押上線、東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄浅草線、都営地下鉄新宿線、都営地下鉄大江戸線の 8 線があります。駅に近接した大規模緑地として、錦糸公園、荒川四ツ木橋緑地などがあります。

(4) 歴史・文化・観光資源

隅田川の花火をはじめ、大相撲、伝統技芸といった江戸時代以来の伝統文化や史跡、老舗などが今も数多く残されています。確かな技術のものづくりや豊かな食文化、博物館等の拠点施設、そして下町人情あふれる街並みなど、数々の魅力的な歴史・文化・観光資源が集積しています。

このほか、住民参加によって積極的に進められてきた雨水利用の取組や防災のまちづくりの活動が地域に根付いています。雨水利用については、令和 2 (2020) 年度末までの実績で、区内 728 か所で行われています。

2 墨田区の緑と生物の現況

平成 30 年 4 月 7 日から平成 31 年 3 月 18 日にかけて、区全域で緑と生物の現況調査を行いました。

(1) 墨田区の緑の現況について

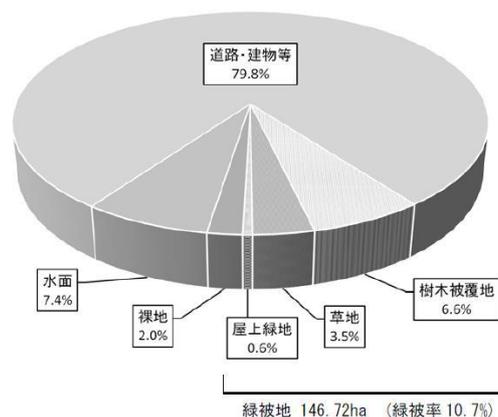
① 緑被地の概況

本区では、昭和 48（1973）年度から概ね 10 年おきに緑と生物の現況調査を行っています。墨田区全域の緑被地の面積は 146.72ha、緑被率は 10.7%となっています。内訳は、樹木被覆地が 90.76ha（6.6%）、草地在 48.33ha（3.5%）、屋上緑地在 7.63ha（0.6%）となっています。

緑被地以外では、裸地在 28.01ha（2.0%）、水面在 101.68ha（7.4%）、道路・建物等在 1,094.72ha（79.8%）となっています。

表1 緑被地等の現況

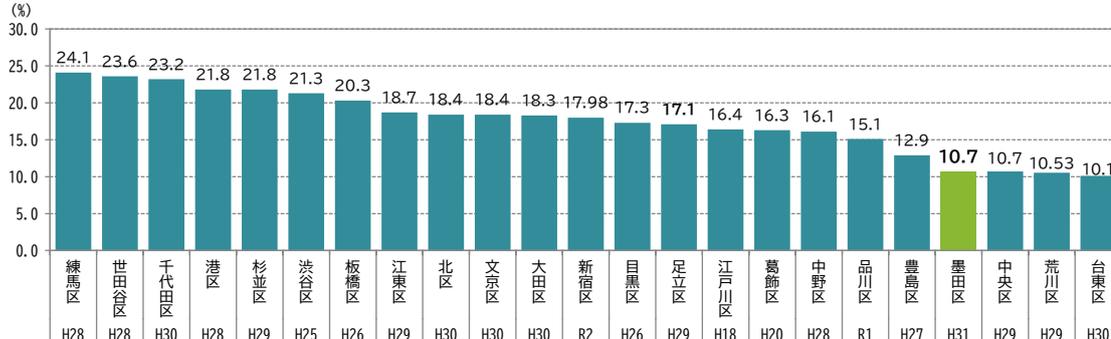
項目	面積(ha)	構成比(%)	
道路・建物等以外	276.42	20.2	
緑被地	樹木被覆地	90.76	6.6
	草地	48.33	3.5
	屋上緑地	7.63	0.6
	裸地	28.01	2.0
水面	101.68	7.4	
道路・建物等	1,094.72	79.8	
区全体	1,371.13	100.0	



注) 数値は、四捨五入による端数処理のため、集計値が合わない場合がある。

図3 緑被地等の構成比
出典：墨田区緑と生物の現況調査（平成 30 年度）

23 区の緑被率の状況を見ると、墨田区は、23 区中 20 位（中央区と同率）となっています。



※各区の緑被率は、調査方法、調査精度、調査年度が異なるため参考値とします。

図4 23 区の緑被率

出典：墨田区緑と生物の現況調査（平成 30 年度）を基に時点更新

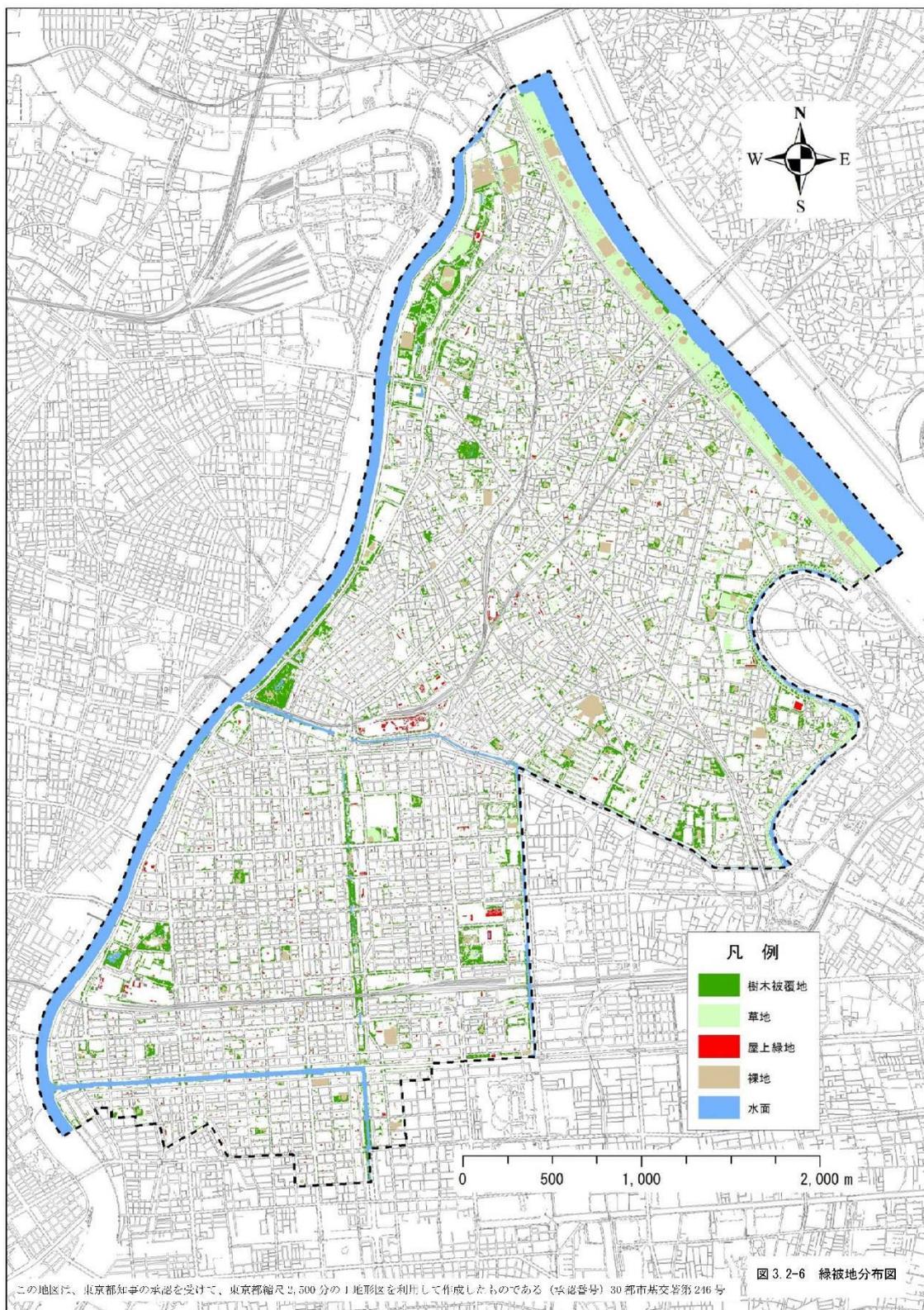


図5 緑被地分布図

出典：墨田区緑と生物の現況調査（平成30年度）

②緑被地の推移

平成 21（2009）年度調査と比較して平成 30（2018）年度調査では、緑被地の面積が 1.72ha、緑被率が 0.2 ポイント増加しています。緑被地の変化の内訳は、樹木被覆地が 10.12ha、0.7 ポイント減少し、草地が 9.15ha、0.7 ポイント増加しています。また、屋上緑地は 2.69ha、0.2 ポイント増加しています。

平成 30（2018）年度までの間、緑被率は増加傾向にあり、緑化施策の効果によるものであると考えられます。

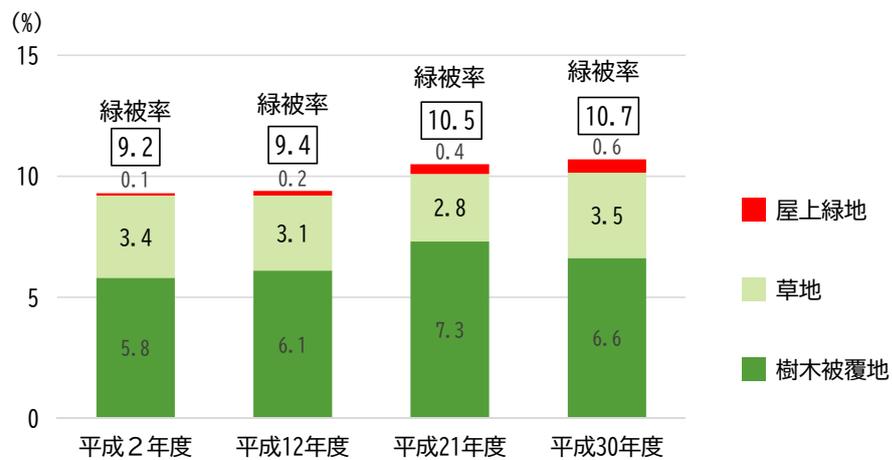


図6 緑被地構成比の推移

出典：墨田区緑と生物の現況調査（平成 30 年度）

③地域別緑被地の状況

地域別で見ると、東墨田・立花・文花地域の緑被率が最も高く15.3%、次いで堤通・墨田・八広地域が14.3%となっています。

一方、緑被率が最も低いのは、緑・立川・菊川地域で5.6%、次いで吾妻橋・本所・両国地域の6.6%であり、南部地域に位置する地域（緑・立川・菊川地域、吾妻橋・本所・両国地域、業平・錦糸・江東橋地域）は、区全体緑被率（10.7%）を下回っています。

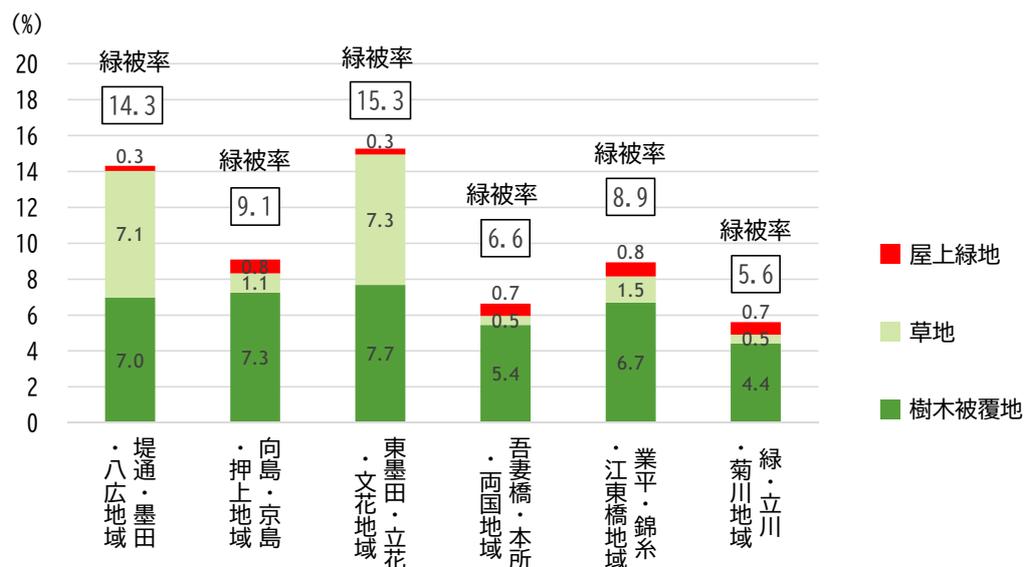


図7 地域別緑被地の現況

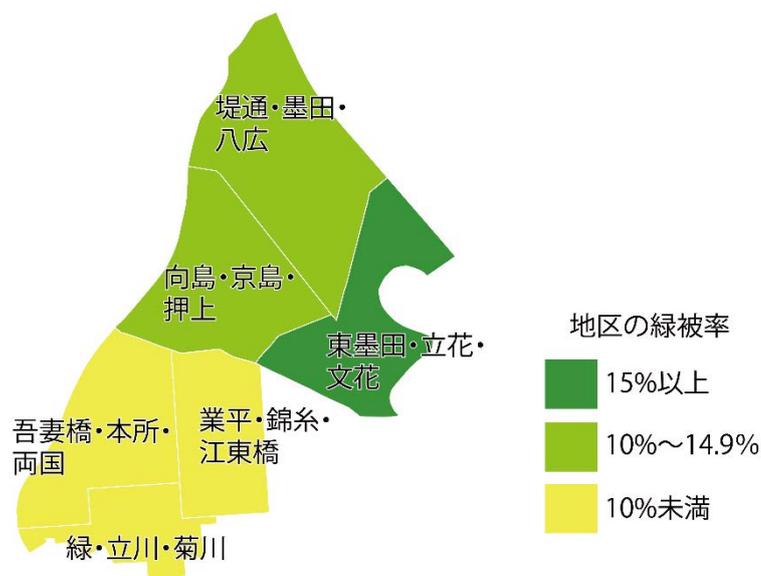


図8 地区別緑被率の分布

出典：墨田区緑と生物の現況調査（平成30年度）

④地区別の緑視率^{※2}

地区別の平均緑視率をみると、最も高い地区は文花地区（38.5%）で、次いで横網地区（30.4%）、京島地区（29.5%）、石原地区（29.1%）となっています。最も低い地区は、立川地区の6.8%、次いで本所地区の7.9%、横川地区の9.0%でした。

地点平均緑視率は、京島地区の地点77が最も高く53.3%、次いで文花地区の地点72が48.8%、立花地区の地点105が46.5%となっています。

なお、国土交通省の調査結果^{※3}では、緑を豊かに感じるのは緑視率が25%以上とされています。

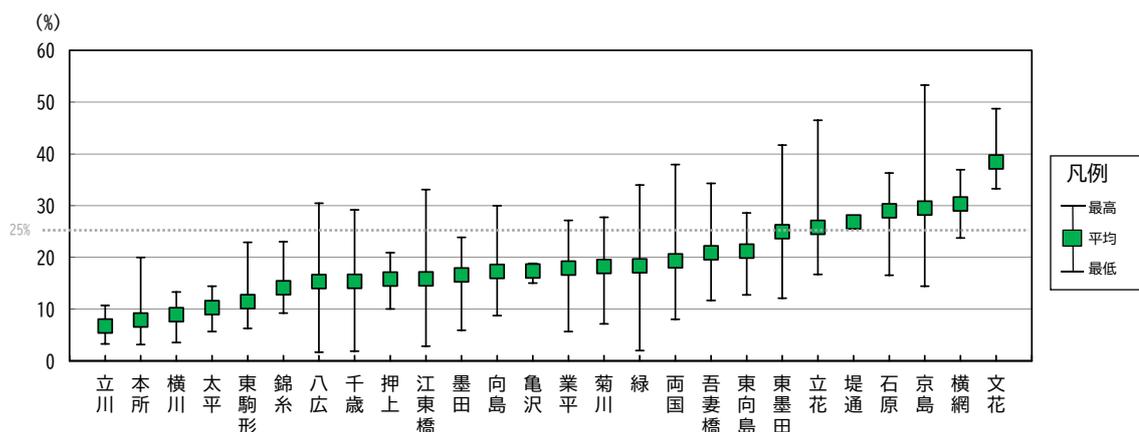


図9 地区ごとの緑視率

出典：墨田区緑と生物の現況調査（平成30年度）

（2）公園、樹林地分布

①公園の緑被地状況

区内には区立公園等166か所、都立公園3か所を合わせて169か所あり、区民広場を含めた公園全体の緑被率は51.1%となっています。

緑被率が最も高いのは都立公園で63.5%、次いで公園が48.9%、児童遊園が45.4%となっています。緑被率が最も低いのは区民広場の31.7%でした。

表2 公園の緑被地・緑被率（平成30（2018）年4月1日現在）

区分	敷地面積 (㎡)	緑被地 (㎡)				緑被率 (%)	
		樹木被覆地	草地	屋上緑地	合計		
区立公園 (等)	公園	595,463	165,857	122,483	2,947	291,286	48.9
	児童遊園	33,747	14,1614	1,168	0	15,329	45.4
	区民広場	7,324	2,144	150	25	2,318	31.7
都立公園	134,356	65,523	19,321	512	85,356	63.5	
区全体	770,891	247,685	143,121	3,484	394,290	51.1	

出典：墨田区勢概要2021

^{※2} 緑視率：緑視とは、人の目に映る緑の量のこと、立体的な視野内に占める緑量の割合を緑視率という。これは、人間の緑に対する満足度、意識の把握手段として用いられ、人間の視野の範囲で撮影した写真を用いて、その中に占める樹木等の面積占有率を集計するものである。

^{※3} 国土交通省 都市・地域整備局「都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について」（平成17年）

②区内の樹木

令和3（2021）年4月1日時点の区内の樹木は、公園・児童遊園、区民広場の総計で180,656本となっています。また、街路樹、歩道緑地帯、橋台地等の道路緑化では総計で82,185本となっています。

街路樹の樹種についてみると、表4に示すとおり、「プラタナス類」が最も多く、1,123本、次いで「トウカエデ」が多く967本となっています。

表3 公園及び道路の植栽現況（令和3（2021）年4月1日現在）

名称		区分	総数(本)	高中木(本)	低木(株物)
公園緑化等	区内公園・児童遊園		177,340	19,525	157,815
	区民広場		3,316	456	2,860
道路緑化	街路樹		7,439	3,599	3,840
	歩道緑地帯		53,203	2,045	51,158
	橋台地		6,702	310	6,392
	その他		14,841	1,208	13,633
河川緑化			12,338	363	11,975
合 計			275,179	27,506	247,673

出典：墨田区勢概要 2021

表4 街路樹植栽現況（令和3（2021）年4月1日現在）

名称	区分	国道 (本)	都道 (本)	区道 (本)	計
プラタナス類		316	196	611	1,123
アオギリ		0	70	126	196
エンジュ		0	5	0	5
トウカエデ		0	0	967	967
イチヨウ		0	197	60	257
アメリカフウ		2	0	129	131
マテバシイ		1	122	48	171
ハナミズキ		106	11	301	418
コブシ		0	520	195	715
ユリノキ		0	97	35	132
キンモクセイ		0	0	256	256
その他		58	3,089	871	4,018
合 計		483	4,307	3,599	8,389

出典：墨田区勢概要 2021



図11 街路樹の整備状況
出典：「TOKYO 道路のみどり 2020-2021」より作成

(3) 生きもの

区内における生きものの主要な生育・生息環境である樹木地、草地、水辺、市街地を代表する8地区において、植物、両生類・爬虫類・哺乳類、鳥類、魚類、水生生物、昆虫類・クモ類の現地調査を平成30年5月から平成31年2月にかけて実施しました。

荒川河川敷では、セイタカシギ、ヤマトシジミ(貝類)等の生物種が確認されており、調査時「レッドデータブック東京 2013」で東京では、絶滅したとされていたニガカシユウ※が確認されています。また、ウシガエル、カダヤシ、ミシシippアカミミガメ等の生態系に被害を与える外来種も確認されており、生態系の攪乱、生物多様性の損失が懸念されます。(※ニガカシユウは、東京都レッドリスト 2020 版では準絶滅危惧種になりました。)

表5 生育・生息環境の概要

調査対象地区		生育・生息環境の概要	分類(次ページ参照)			
			中核地区	拠点地区	回廊地区	緩衝地区
①	荒川河川敷	・ 広範囲に広がる路傍雑草群落、水際のヨシ群落は、草地性の種や水生生物、水鳥等、重要種を含む様々な生物の貴重な生息環境となっており、保全が必要である。 ・ 路傍雑草群落は定期的に管理されており、比較的単調な植生となっている。一部在来種による緑化等、生物に配慮した草地環境を創出することで、生物の多様性が高まることが期待される。	荒川上流の大規模緑地等		●	
②	東白鬚公園	・ 調査対象地区の中で最も広い樹林を有しており、一定規模の樹林環境を必要とする種の生息環境として重要である。 ・ 樹林のほとんどは単層林であることから、一部階層構造をもつ区域等を創出すると、より多くの樹林性の生物の利用が期待される。		●		
③	向島百花園	・ 小規模ながら階層構造をもった樹林や藪状の低木林、水際植生等、多様な環境が創出され、植栽種も多様であることから、多くの動物の生息が確認されている。		●		
④	隅田公園	・ 大規模な樹林と池を有している。やや樹林構造や池の環境が単調であるため、下草を維持する区域や水際植生を創出する等によって、生物の多様性が高まることが期待される。		●		
⑤	旧安田庭園及び横網町公園	・ 中規模な樹林と池を有している。 ・ 樹林のほとんどは単層林であるため、生物の隠れ場所となるような草地環境等を創出すると利用する生物種が増えると考えられる。		●		
⑥	大横川親水公園	・ 万華池には水際植生が創出され、水生生物等の生息地として機能している。また、線状の形状となっており、区内の緑地や公園、点在する緑を繋ぐ回廊としても機能している。		●	●	
⑦	旧中川河川敷	・ 荒川河川敷同様に路傍雑草群落、水生植物群落は、草地性の種や水生生物、水鳥等の貴重な生息環境となっており、保全が必要である。 ・ 水際から陸地への連続性を保つ区域を創出すると生物の多様性が高まることが期待される。			●	
⑧	京島一丁目	・ 本区を代表する市街地の環境となっており、都市環境に適応した種の生育・生息環境となっている。 ・ 住居の緑化等、個々の緑を増やしていくことで、生物の利用が促進される。				●

出典：墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)より作成



図12 墨田区及びその周辺におけるエコロジカルネットワークの主な構成要素

表6 エコロジカルネットワークの構成要素^{※4}としての各調査対象地区の位置づけ

	エコロジカルネットワークの構成要素
中核地区	都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地
拠点地区	市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地
回廊地区	中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地
緩衝地区	中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝帯

※4 エコロジカルネットワークの構成要素：「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」（平成30年 国土交通省都市局公園緑地・景観課）より引用

3 区と区民の取組

(1) 区の諸制度

①緑化宣言

かつて本区の緑は、墨堤の桜や神社の森に見られたように、生活と深く関わり合いながら育まれてきました。しかし、関東大震災や戦災、その後の都市化と経済効率優先の社会環境の進行に伴い、区内の緑の大部分が失われました。これに対応するため、本区は昭和47（1972）年に、東京23区の中でも先がけて緑化宣言を行いました。

緑化宣言の内容

- 1 緑を愛し、だれもが緑化につとめます。
- 2 樹木や草花を大切にし、できるかぎりふやすようつとめます。
- 3 公共の場所は、特に緑化するようつとめます。
- 4 緑のある空地进行を多くし、不時の災害に備えるようつとめます。

②緑化協定

墨田区の緑化の推進に関する要綱（昭和48（1973）年3月）の規定に基づいて、区内の工場及び事業場の敷地内における緑化を推進するために、昭和48（1973）年8月「工場緑化協定実施細目」が定められました。これにより、令和2（2020）年度4月現在、3つの施設と工場緑化協定を継続しています。

③緑化に関する助成制度

快適な環境、安全なまちづくりにとって、緑はかかせない役割を持っています。

区では、まち中の緑を増やしていくことを目指し、以下のような助成制度を設けています。

表7 緑化に関する助成制度と概要

	概要
壁面緑化助成制度	区内の民間建築物（建築基準法などの法令に不適合の建築物を除く）で、新たに道路に面して壁面を緑化する建築物の所有者の方に、1㎡あたり1万円か、工事費の半額の少ない額（最高40万円）を交付します。
緑のへい助成制度	新たに道路に面して、緑のへい（生け垣や植樹帯）を設置する方に、補助金（最高40万円まで。工事費の方が少ない時はその額になります）を交付します。ブロック塀等を取り壊した跡に緑のへいを設置した場合、1メートルにつき1万円加算されます。
屋上緑化助成制度	区内の民間建築物（建築基準法などの法令に不適合の建築物を除く）で、新たに屋上を緑化する建築物の所有者の方に、1㎡あたり1万円か工事費の半額の少ない額（最高40万円まで）を交付します。
特別保全樹木等助成制度	区内に残された自然度の高い貴重な保全樹木等の所有者または管理者に対し、その剪定費用及び樹木医による樹木診断費用の一部を補助します。 <ul style="list-style-type: none"> ・剪定費用の補助 【樹木】剪定費用の2分の1（税抜き）、または1本あたり2万円（5本まで）のいずれか少ない額。（限度額10万円） 【生け垣】1mにつき500円（限度額2万円） ・樹木医による樹木診断費用の補助 診断費用の2分の1（税抜き）、または1件あたり2万円のいずれか少ない額。（限度額2万円）

④墨田区集合住宅条例及び墨田区開発指導要綱に基づく緑化指導

集合住宅建築事業、大規模建築物建設事業、宅地開発事業を行う事業者等に対し、良好な居住環境及び都市環境の形成等を確保することを目的に、事業規模に応じて緑地の設置を指導しています。

表8 墨田区集合住宅条例及び墨田区開発指導要綱に基づく緑化指導

	概要
①緑地の整備	◇敷地面積が1,000㎡未満の場合 ⇒敷地面積の5%以上の緑地 ◇敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の場合 ⇒敷地面積の $(2.5 + \text{敷地面積}(\text{㎡}) / 400)$ %以上の緑地 ◇敷地面積が3,000㎡以上の場合 ⇒敷地面積の10%以上の緑地
②建築物上（屋上・壁面）の緑化の整備	◇敷地面積が300㎡以上の場合 ⇒建物の水平投影面積の20%の緑地を建築物上（屋上・壁面）に整備

(2) 区民活動

① 緑と花のまちづくり推進地域制度（まちなか緑化）

平成 22（2010）年度より、緑や花であふれたうるおいのある地域づくりを支援するため、緑と花の学習園（文花二丁目 12 番 17 号）を中心に、地域で活動する「緑と花のサポーター」の協力を得て、街を緑と花で飾る「まちなか緑化」を進めています。令和 2（2020）年度は 20 団体の実施がありました。



緑と花のまちづくり
推進地域制度



緑と花の学習園

② 隅田公園さくらパートナーシップ

隅田公園において、平成 15（2003）年度から区民と事業者と区によるパートナーシップの形成を図ってきました。平成 18（2006）年 3 月に行われた「隅田公園パートナーシップ実践活動報告会」で、ボランティアメンバーから、区とのパートナーシップ宣言が行われ、これにより、ボランティア団体「隅田公園さくらパートナーシップ」が発足しています。令和 2（2020）年度からは、より専門性の高い調査を実施するため「NPO 法人すみだ桜守の会」を設立し、活動の幅を広げ、墨堤の桜の保全活動を行っています。

③ 公園愛護協定

本区では、昭和 51（1976）年度から区立公園・児童遊園の建設にあたっては、計画段階から地域の人たちの参加を募るコミュニティ公園方式をとっています。これは、公園・児童遊園に対し、地域の人たちに愛着と親しみをもってもらうため、計画段階から参加してもらい、完成後も地域の人たちの連帯による自主的管理を行うものです。

令和 2（2020）年度末現在、66 団体により 69 の公園・児童遊園などで愛護委員会が結成され、この方式によって公園が管理されています。

④中川桜愛護会

中川桜愛護会は、平成 15（2003）年 6 月 19 日に沿川の 5 町会で発足した団体です。平成 22（2010）年 4 月 13 日には、3 町会 1 自治会が新たに参加し、沿川の全町会・自治会による愛護会となりました。多くの方々に親しまれている旧中川の水辺を、より一層区民に親しまれ、魅力的な空間とするため、桜の保全や花壇管理などの活動を行っています。旧中川の桜の保全をはじめ、自然豊かな空間を大切にし、墨田区の桜の名所となるよう美しい環境づくりを目指しています。



中川桜愛護会 参加町会・自治会一覧	
東墨田三丁目町会	
東墨田一・二丁目町会	
立花五丁目町会	
立花五丁目東町会	
立花六丁目町会	平成 15（2003）年 6 月 19 日 発足時
都営立花六丁目 アパート自治会	
立花四丁目町会	
立花あづま町会	
立花南町会	平成 22（2010）年 4 月 13 日 新規参加



写真：立花六丁目町会ホームページ

⑤緑と花のサポーター制度

緑と花のサポーターは、墨田区を“うるおいとやすらぎあふれるまち”とするため、地域に緑や花を増やす活動をしている緑化ボランティアです。緑と花の学習園を活動拠点に、区民と区が協働で活動しています。（令和 2（2020）年度末現在 46 名登録）

「緑と花のまちづくり推進地域」でのまちなか緑化の推進や、緑化講習会やイベントの運営補助、緑と花の学習園の一部エリアの維持管理を行っています。



緑と花のサポーター

⑥すみだ自然環境サポーター

平成 19 (2007) 年度に「トンボサポーター」として発足し、主に大横川親水公園万華池周辺で、トンボ・ヤゴや生きものの定点観察や生息環境の保全活動等を行ってきました。平成 26 (2014) 年 4 月、区の多様な自然について、調査・保全・啓発活動を行っていくため、名称を「すみだ自然環境サポーター」と改称し、区の自然状況を知り、守り、次世代へ伝えていくために、平成 27 (2015) 年度から活動の幅を拡げ、定期的な活動を行っています。



すみだ自然環境サポーター

⑦区民等による花壇管理

公園等の花壇の一部は、公園等ボランティア、公園愛護会、保育園、障害者団体などが管理しており、公園の魅力の向上に大きく寄与しています。

公園等ボランティアは、区に登録した区民等が公園等の花壇管理や清掃など、公園施設の維持管理を行うものであり、地域の方々が様々な活動をしています。

今後も、公園の魅力向上や地域コミュニティ形成の場として、区民や様々な団体による花壇管理を推進していきます。



公園等ボランティアにより
管理されている花壇【中和公園】



公園等ボランティアにより
管理されている花壇【錦糸公園】

(3) 環境学習・環境教育

第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）や前計画に基づき、様々な環境体験学習や自然観察会、ヤゴ救出作戦、森林整備体験などを実施し、区民が環境や生きものについて学ぶ機会を提供してきました。

様々な視点から環境保全について学び・体験する機会を提供することで、区民一人ひとりの環境への理解と意識の向上に取り組んでいます。



大人のためのすみだ
自然観察会



ヤゴ救出作戦



自然観察会



森林整備体験



森林整備体験

4 区民の意識

(1) アンケート実施日及び回答者数

令和元（2019）年5月から令和2（2020）年1月にかけて、環境関連イベントの来場者、インターネット利用者を対象として、緑と生物に関するアンケートを行い、計514人から回答を得ました。詳細はP.92 参考資料に記載しています。

(2) アンケート結果

①墨田区の緑の豊かさ、緑を感じる場所について

墨田区の緑が「豊か」と回答した方は約2割でしたが、「やや豊か」と回答した人と合わせると5割以上になります。

区内で緑を感じる場所として、「公園」と回答した方が約8割と圧倒的に多い結果になりました。

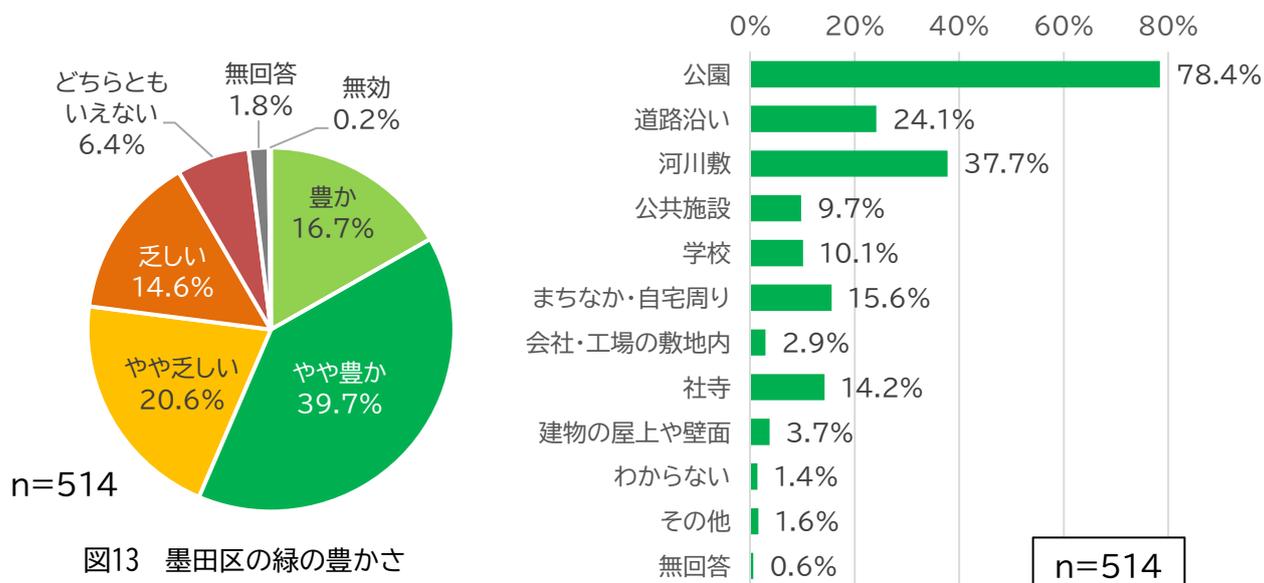


図14 区内で緑を感じる場所

②墨田らしい緑とは

昔からある「隅田川沿い」の緑を墨田らしい緑と考える人がいる一方、平成24(2012)年に建設された「東京スカイツリー」という、墨田区の新しいシンボルの緑を墨田らしいと考える人も多くいます。

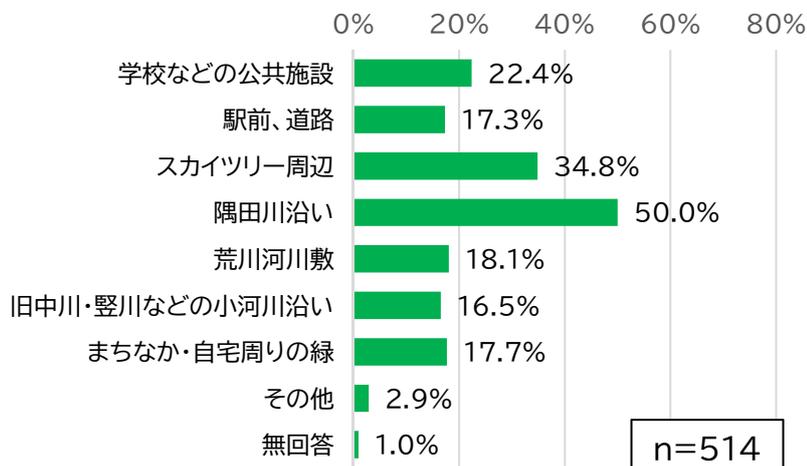


図15 墨田らしい緑とは

③生物多様性の認知度、緑や生物の保全のために区に期待すること

「生物多様性」という言葉について、「意味は知らないが聞いたことはある」「知らない」を合わせると、意味を知らないという方が5割以上と、「知っている」と答えた方を上回っています。

区に期待することとして、生物のためには「水辺や緑など生物の生息空間の整備」、緑のためには「公園緑地の充実」と回答した方が多い結果となりました。その他に多かったこととして、「講習会や観察会の充実」「特定外来生物の防除」「公共施設の緑化」「まちなかの緑の整備」があげられました。

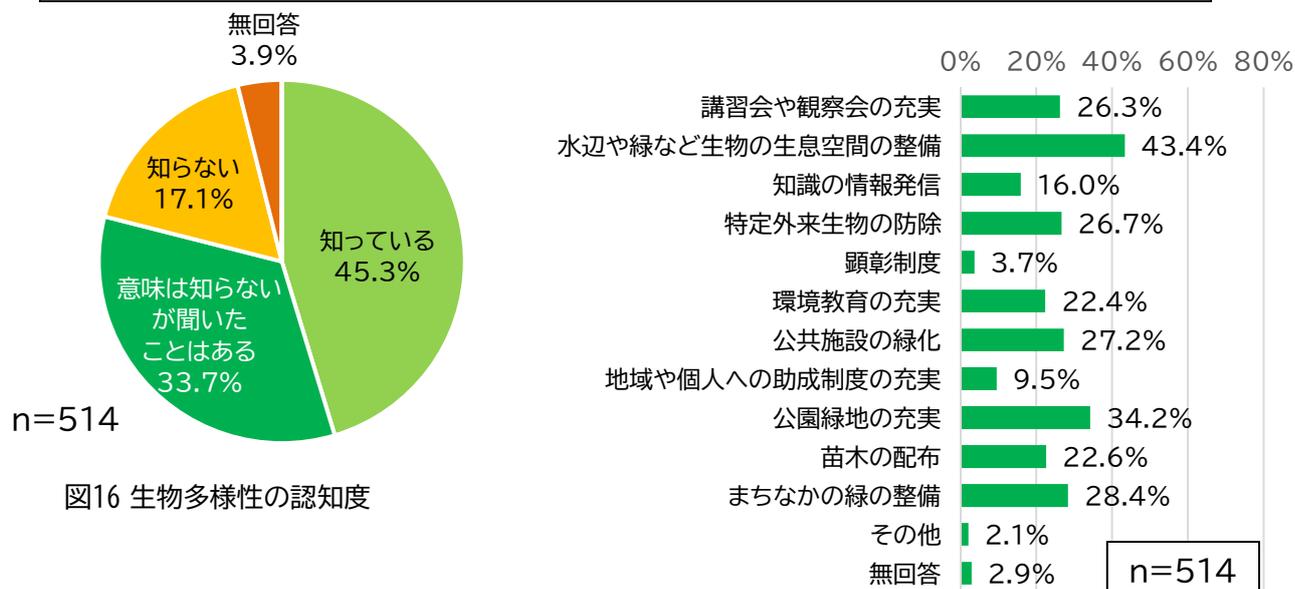


図17 緑や生物の保全のために区に期待すること

④緑や生物の保全について、自分でできること及びやりたいこと

自分でできることなどとして、「講習会や観察会への参加」と回答した方が一番多く、その次が「生きものを最後まで責任をもって飼う」となりました。しかし、「生きものとの共存に理解を示す」「庭の緑化や生け垣の設置」「ベランダの緑化」と回答した方も一定数います。

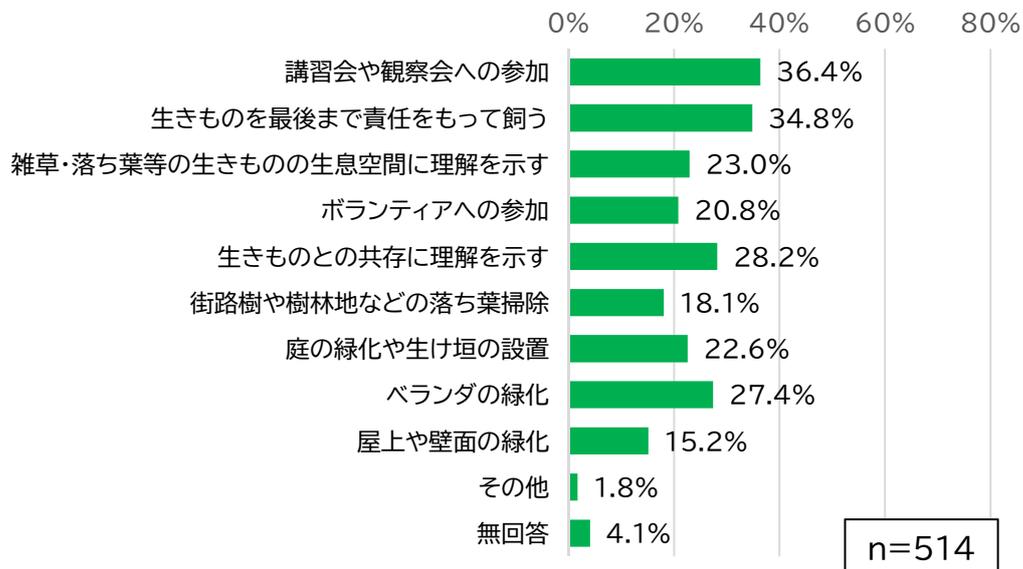


図18 緑や生物の保全について、自分でできること及びやりたいこと

⑤地域の緑化や保全活動への参加経験について

保全活動への参加経験について、「ない」と回答した方が「ある」と回答した方を上回る結果となりました。また、「やりたいができない」と回答した方の多くは「時間がないため」参加できないと回答しています。

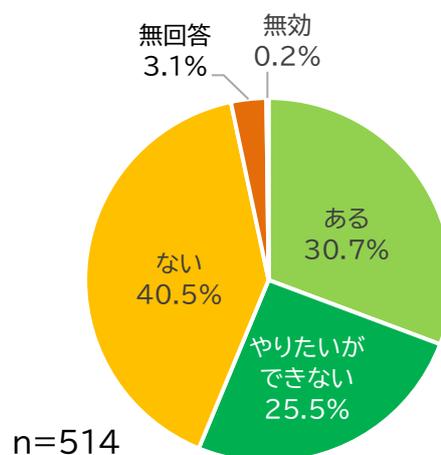


図19 地域の緑化や保全活動への参加経験について

(3) ヒアリング調査

①目的

協働によって緑化を進めるには、区民等で構成される関係団体の協力は欠かせません。第二次墨田区緑の基本計画を策定し、より現実的な施策を展開するために、区内で環境関係の活動をしている団体などから、活動をしていくうえでの課題や、区内の緑と生物などに関してヒアリングを行いました。

②概要

種別	団体名	実施日
高校生物部	東京都立両国高等学校生物部	令和元年8月27日
	私立安田学園高等学校生物部	令和元年8月29日
公園ボランティア	立川第二児童遊園公園花クラブ	令和元年8月28日
	東あずま公園花クラブ	令和元年9月3日
	隅田公園さくらパートナーシップ	令和元年9月9日
緑化ボランティア	緑と花のサポーター	令和元年9月17日
自然環境保全啓発ボランティア	すみだ自然環境サポーター	令和元年11月23日

③主な聞取内容

■高校生物部

- ・ 昆虫や動物が好きで、部活に参加している。
- ・ 生物について勉強することで興味が広がっている。
- ・ 墨田区の緑を増やすには、自然の面白さを子供たちに伝えていくことが必要。
- ・ 勉強との両立が課題。

■公園ボランティア

- ・ メンバーが高齢化し、参加人数が減っているのが課題。
- ・ 「きれいだね」などの声をかけてもらえることがモチベーションとなっている。
- ・ 活動を始めて、他の花壇や虫にも目を向けるようになった。

■緑化ボランティア

- ・ メンバーを増やすことが課題。
- ・ 活動を始めて、まちなかの植物の世話をしている人の努力に気付くようになった。

■自然環境保全啓発ボランティア

- ・ 活動する仲間が増えない。
- ・ 生きものに興味を持つ子供を増やしたい。

5 墨田区の緑と生物の課題

墨田区基本計画の基本目標や、墨田区都市計画マスタープランであげられた課題、また、「墨田区緑の基本計画」の施策を進める中で考えられた課題を整理しました。

(1) 水と緑

本区は隅田川と荒川に挟まれ、区内には6つの内部河川があり、区内の河川延長23km以上と、水辺に恵まれています。この豊かな水辺空間を活かした、うるおいとやすらぎが実感できる空間をつくることは、かねてからの区の課題とされています。

(2) 区民のニーズ

本区は震災や戦災などの歴史的経緯もあり、他の自治体と比較して緑地が少なく、緑被率も低くなっています。緑地の多くは公園にあります。荒川河川敷のような広大な緑地はごく一部で、ほとんどが住宅地の中に点在しています。また、豊かな緑を求める声がある一方で、日常生活の便利さを求めるニーズも大きいものとなっています。

街路樹も貴重な樹木ですが、街路樹が植栽されている道路の多くは、民家に面しています。そのような事情から、葉が小さく冬季の落葉の清掃負担が軽い樹木や、美しい花を付ける樹木が好まれるようになり、住宅地の中にある公園には、防犯上の視認性、また、イベントや地域の祭りを行う都合から、樹木よりも広場が求められるようになってきました。こうした地域の声を取り入れ、錦糸公園などの整備では、イベントができる広場や芝生を設置した結果、多くの人でにぎわう公園に生まれ変わっています。

今後は、より一層、緑が区民の日々の暮らしに与える心のやすらぎや豊かさを高めていくことが重要になるといえます。

(3) 緑被率について

これまで、本区の緑被率は関係者の努力により少しずつ増加をしていますが、直近の調査結果では10.7%であり、前計画に掲げた目標値「緑被率13%」とは離れたものとなっています。

住宅、商業、工業の土地利用が混在し、すでに成熟した都市である本区では、新たな緑地を創出するには大きな制約があります。このため、新規建築物の建設や改修、整備の機会を捉え、緑地の整備につなげていくことが必要です。

(4) 区民の理解を深める

令和元(2019)年度に実施したアンケートによると、50.8%の人が「生物多様性」という言葉の意味を知りませんでした。緑化を進め、生物多様性を保全するには、区民一人ひとりが、緑の大切な役割と生物多様性の恵みについて理解を深める必要があります。

(5) 持続可能な緑化

墨田区集合住宅条例などにより設置した屋上緑化などの建築物上の緑化は、管理が不十分で良好な状態が保たれないケースや、設備更新の際に撤去されてしまうことがあり、将来にわたって緑地が担保されるような仕組みづくりが求められます。また、緑化などに区と協働で取り組むボランティアは、参加者の固定化や高齢化が課題となっています。

(6) 生物多様性の保全とエコロジカルネットワークの形成

都市地域において生物多様性を保全するためには、生物の生育・生息地として緑地の規模や連続性を評価して、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地によるネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成を図ることが望ましいとされています。

墨田区緑と生物の現況調査（平成30年度）によると、今回調査した区内8か所は、エコロジカルネットワークの構成要素である拠点地区、回廊地区、緩衝地区と位置づけることができるとされ、それぞれの環境に応じた生物種が確認されました。

本区においては一定規模の緑地を新たに創出することは難しい状況にあるので、既存の緑地を保全し、再開発や公園整備等の機会をとらえて、公園面積や緑地を拡大、整備することが重要となります。また、樹林構造の工夫などで、さらに多様性を高めることが期待できます。代表的市街地として京島一丁目を調査しましたが、完成された市街地である本区では、緩衝地区になりうる「まちなかに点在する緑」や、回廊ともなり得る「街路樹」を増やし、充実させることが、エコロジカルネットワークを強化し、生物多様性を高めるためには重要となります。

(7) 外来生物の存在

墨田区緑と生物の現況調査（平成30年度）の結果、本区においても外来生物が確認されています。

外来生物とは、元々その地域にはいないもので、人が持ち込み新たに定着した生物を指します。物流や温暖化などによって最近になって区内まで分布を拡大したものもあります。生態系に被害を与える外来生物については、今後、適切な対応が必要です。



外来生物の存在
(ミシシippアカミミガメ)

(8) 進行管理

本区の緑や生きものを取り巻く情勢の変化に柔軟に対応しつつ、計画的に施策を進めていくため、施策の進捗状況について定期的に調査し、進行管理をする必要があります。



第3章
基本理念
基本方針
数值目標

第3章 基本理念、数値目標、基本方針

1 基本理念

水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ

本区は、震災や戦争などの歴史的な背景から、大規模な緑地は多くありません。しかし、江戸時代より受け継がれてきた春の花見などの四季の自然を楽しむ文化や、個人の家の軒下で植物を育む地先園芸などにみられるように、日常生活の中で、緑を愛で、育む文化が深く根付いているまちです。また、荒川や隅田川、旧中川などの豊かな水辺により、多くの区民が水と緑に親しみを持ち、これらは区の貴重な財産となっています。特に、新型コロナウイルス感染症拡大によりもたらされた新しい日常の中で、身近な緑に、より親しみを感じた区民も増え、水と緑の重要性が改めて人々に認識されたことがうかがえます。また、リニューアルされた隅田公園には、区民や来街者など、様々なところから様々な人が集まり、公園の緑が人と人との縁をつなぎ、新たな交流が生まれつつあります。

本区の水と緑は、わたしたちの日々の暮らしの中で心にやすらぎを与えたり、コミュニティの中心となるだけでなく、江戸を現在に映す「歴史文化的な水と緑」、日常生活で豊かな感性を育み、にぎわいを創出する「生活空間の水と緑」をはじめ、「環境に資する水と緑」や「生き物が生息できる水と緑」、有事の際に避難場所となる「インフラとしての緑」、区外からの来街者への「おもてなしの水と緑」など、様々な役割や機能を持っています。

これまでの経緯をふまえ、本区では、人々の生活や心に寄り添い、豊かにする緑を、区民・事業者、来街者などの多様な主体によって未来の子どもたちへ引き継ぐとともに、生きものにとっても棲みやすい環境を充実していくことを目指し、「水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ」と掲げた基本理念を実現するために、本計画では5つの基本的な方針を定めています。

将来のイメージ



2 基本方針

基本理念をふまえ、以下の5つ基本方針をもとに取組を進めていきます。これらの方針に基づき取組を実施していくことで、本区におけるSDGsの達成やグリーンインフラの推進に貢献していくこととします。

基本方針1 身近な緑に気づき、ふれあい、育む

区民一人ひとりが生活に身近な場所から緑を育む担い手となるための取組を推進していきます。また、より多くの人の緑に対する関心喚起、行動変容につなげるために公園等を活用したイベントや事業者の緑化技術の紹介など、学び・知る機会を充実していきます。

緑地が良好な状態で保たれ、多様な生物の生息場所として担保されるよう、区民一人ひとりが、緑の役割と生物多様性の恵みについて理解を深める場や機会の充実にも取り組んでいきます。

こうした取組をもとに緑に関心をもった区民が生活に身近な場所で緑を増やし、育み、心豊かな生活を送るための行動を促進していきます。



基本方針2 緑と生物多様性を守り継承する

豊かな生態系を持つ水辺環境や、まとまりのある緑を適正に保全・維持管理し、地域の環境を次世代に継承していきます。

また、生物多様性についても、現在、私たちが暮らしの中で植物や生きものから受けている恵みを次世代につなぎ、植物や生きものと共生していくため、生物の生息・生育環境を確保・整備し、生息する生物の種数が増えるよう、緑と生物を継承する取組を推進していきます。



基本方針3 緑のある暮らしを共創し、生物多様性の保全に協働で取り組む

建物の敷地・壁面・接道部・屋上等の区民の生活の身近な場所で、多様な主体が連携・協働し、緑を増やしていくとともに、区・事業者・区民との協働により緑が豊かな環境を保全する、より効果的なしくみづくりも検討していきます。また、保全樹木など歴史を継承した貴重な緑について、所有者や周辺区民との協力を得ながら、保全を進めていきます。

区民や事業者と緑のある暮らしをともに進めていくために必要な情報を必要な時・必要な人に届くように適切な情報発信・共有の在り方も検討していきます。また、区においては、市内の連携を強化していくことで、適切な状況把握に努めていきます。

こうした取組をもとに、多世代・多様な区民が交流・協働する緑の拠点を充実し、緑のある暮らしを共創していきます。



基本方針4 緑をつなぎ、広げる

水辺付近にまとまった大規模な公共の緑を拡充するとともに、エコロジカルネットワークの緩衝地区になりうる「まちなかに点在する緑」を増やし、樹林構造を工夫することで生物多様性に配慮した整備や管理を行うよう努めます。また、点在する緑をつなぐ回廊ともなりうる「街路樹」については、更新や育成に配慮した整備、適切な管理を行うことで、緑のネットワークを強化していきます。



基本方針5 緑を生かしてまちの魅力を向上する

江戸の情緒あふれる拠点や道路、文豪らにゆかりのある地域において、周辺環境と調和した緑をつくとともに、地先園芸など地域の緑文化が息づく緑づくりの伝承・育成を推進していきます。また、身近な緑や公園を活用した取組等を促進していくことで、区民をはじめ来街者にとっても憩い、楽しめるにぎわいの場づくりにも取り組んでいきます。



3 目標

目標1 緑の満足度の向上

身近に感じられる緑を増やし、緑にふれる機会を充実させることで、日々の暮らしにやすらぎとうるおいを感じられるように、緑の満足度を向上させることを目標とします。

そこで、住民意識調査における「生活環境評価 緑の豊かさ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合を指標とします。

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和22年度)
住民意識調査における「生活環境評価 緑の豊かさ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	27.2%※1	35%

※1：第26回墨田区住民意識調査結果（令和2年10月）

目標2 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人の増加

区内全域が都市部にある本区において、日常の生活の中で生物多様性をイメージすることは困難です。しかし、食糧やエネルギーなどの資源の多くを都市以外の自然環境に頼っている現実から、私たちの行動一つ一つが、自然環境に対して大きな影響を与えることになり、生物多様性の重要性を理解し、行動することが大切となります。そこで、様々な施策を通して生物多様性の重要性を普及啓発し、生物との共生に理解を深めている人の増加を目標とし、生物多様性という言葉の認知度をその指標とします。

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和22年度)
生物多様性という言葉の認知度	45.3%※2	50%

※2：緑と生物に関する区民アンケート結果（令和元年）

目標3 水や緑のうるおいを感じられるまちづくり

「緑被率」とは、緑地（樹林、草地、屋上緑地）が占める面積割合のことです。この「緑被率」に「河川等の水面が占める割合」と「公園内の緑で覆われていない面積の割合」を加えたものが「みどり率」です。河川や池などの水面や、公園全体としても緑が持つ役割を担っていることから、東京都では、この「みどり率」を「緑の東京計画」（平成12（2000）年）で指標化しました。本計画においても、この「みどり率」を指標にすることとします。

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和22年度)
みどり率 ◆参考値 [緑被率 10.7%※ ³ 緑視率 19.0%※ ³ (区平均)] 前計画で掲げた緑被率13%は目指すべき将来の目標とし、緑視率(人の視界に占める緑の割合を測る指標)とともに、緑化の参考値とします。	20.8%※ ³	21%

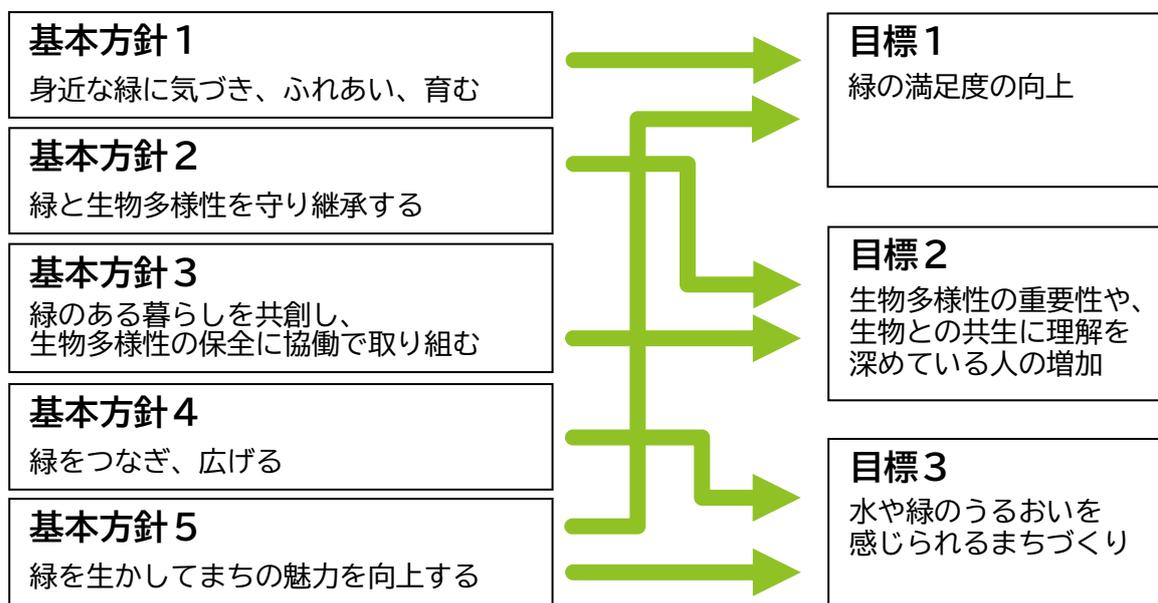
※3：墨田区緑と生物の現況調査（平成30年度）



図20 緑被率とみどり率との関係

出典：「緑の東京計画」（平成12年12月、東京都）

■基本方針と目標の関係



将来像図



図21 将来像図

(1) 緑の道のネットワークの考え方

本計画では、生き物の移動経路や、点在している公園等の拠点をつなぐ街路樹や、沿道の緑を有する箇所を、緑の道のネットワークとして位置付けます。

街路樹の適正な維持管理・樹木の更新とともに植栽配置を促進し、区内の道路沿いの緑を増やすことで、ネットワークとして質を高めていくことを目指します。

(2) 水と緑のネットワークの定義

水や緑の連続した空間や拠点などからなり、エコロジカルネットワークの一翼を担う骨格軸となる箇所を水と緑のネットワークとして位置づけます。

水や緑の線的・面的な広がりを形成することにより、都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出、散歩等を楽しめる緑の生活空間ネットワークの形成など、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮し、快適でうるおいのある都市空間を創出するものです。



第4章 施 策

第4章 施策

1 施策体系

基本理念	基本方針	視点	SDGsとの対応
水と緑が暮らしに寄り添うまちすみだ	1 個人の関心喚起・行動変容 身近な緑に気づき、ふれあい、育む	1-1 身近な緑にふれる機会を充実する	
		1-2 緑と生物について学ぶ機会を充実する	
		1-3 区民の活動の場や機会を充実する	
	2 時間軸で見た緑の保全 緑と生物多様性を 守り継承する	2-1 緑を保全する	
		2-2 生物多様性を確保・保全・拡充する	
	3 緑保全活動の面的展開 緑のある暮らしを 共創し、生物多様性の 保全に協働で取り組む	3-1 暮らしに身近な緑を育み、増やす	
		3-2 協働・共創により緑化を推進する	
	4 緑地の面的展開 緑をつなぎ、広げる	4-1 緑の拠点を拡充する	
		4-2 緑のネットワークを拡充する	
	5 緑を生かしたまちづくり 緑を生かしてまちの 魅力を向上する	5-1 公園を活用する	
		5-2 緑と花を生かした空間づくりを推進する	

：重点施策

【継】 前計画から継続する取組 【新】 本計画から始まる新たな取組 【修】 前計画の内容を修正する取組 【拡】 前計画の内容を拡充する取組

具体的な取組

1-1	①緑に係るイベントの開催【継】 ②事業者の緑化技術の紹介【継】 ③顕彰制度の実施【継】	④人材育成の仕組みづくり【新】  ⑤情報発信の強化【新】
1-2	①緑と生物に係る講習会・環境学習の実施【継】 ②生きものを観察する機会の充実【継】	③生物のモニタリング調査の実施【継】 ④生きものや植物を育てる際のルールの啓発【新】
1-3	①「緑と花の学習園」機能の拡大【継】 ②区民主体の緑化活動への支援【継】 	③緑を用いた生きがいつくり・交流の支援【新】
2-1	①地域固有の緑文化を育む【継】 ②樹木の保全・更新【拡】	③持続可能な緑地の創出【新】 
2-2	①生物多様性に配慮した暮らしの促進【新】  ②荒川・旧中川の自然生態系の保全【継】 ③内部河川沿いの水辺整備【継】 ④生きものが生息できる空間づくり【継】	⑤野鳥が行きかう環境づくり【継】 ⑥河川沿いの緑づくり【継】 ⑦学校など教育施設の緑化の推進【継】
3-1	①緑と花のまちづくり推進地域制度の充実【継】 ②屋上緑化の推進【継】	③壁面緑化・緑のカーテンの推進【継】
3-2	①緑化協定の締結【修】 ②緑に関する調査・会議の実施【継】 ③緑と花のまちづくり推進地域制度の充実（再）【継】 ④区民や事業者の提案による緑と花のまちづくり【継】	⑤区民による緑化協力組織の育成【継】  ⑥区民主体の緑化活動への支援（再）【継】
4-1	①公園緑化の推進【継】 ②学校など教育施設の緑化の推進（再）【継】 ③大規模な民有地及び公共施設整備における条例及び要綱に基づく緑化の促進【修】 	
4-2	①水と緑のネットワークづくり【継】 ②道路緑化の推進【継】	
5-1	①すみだを代表する風景のある公園づくり【継】 ②災害からまちを守る公園・広場づくり【継】 ③誰でも快適に使える公園づくり【継】 ④子どもを健やかに育てる公園づくり【継】 ⑤訪れた人の心と体が健康になる公園づくり【継】	⑥歴史や文化を伝える公園づくり【継】 ⑦気軽に行ける公園づくり【継】 ⑧生きものを育む緑のある公園づくり【新】 ⑨緑を育てる拠点づくり【継】
5-2	①緑と花の拠点づくり【継】	②緑や公園を活用したまちのにぎわいつくり【新】 

2 施策

基本方針

1

身近な緑に気づき、ふれあい、育む

(1) 身近な緑にふれる機会を充実する



区民のだれもが日々の暮らしの中で心のやすらぎや豊かさを感じることができるよう、身近な緑にふれる機会を充実していきます。また、イベントの開催や緑化技術を学び・知る機会を提供することで、緑に関心をもった緑を育む担い手となる取組を推進していきます。

また、より多くの人に興味・関心を持ってもらうために様々なメディア等を活用した情報発信を行っていきます。

① 緑に係るイベントの開催

継続 区/区民/
事業者 -

緑とのふれあいは、やすらぎとうるおい、楽しさなどを感性で体感する経験を通して、緑を愛する心や豊かな感性を養う機会となります。

緑豊かな公園や生きものがみられる川沿い、四季の緑や花、感性で楽しむ緑や花、歴史文化に触れるスポットなど、公園や生きもの・まちの景観・歴史文化の多様性とあわせて多世代、多様な区民が緑を楽しむためのイベントを開催します。

現在、さくらまつりや環境フェア、すみだまつりなどのイベントにおいて、緑化講習会などの緑に関するイベントを実施しており、今後もこれらの取組を進めていきます。

② 事業者の緑化技術の紹介

継続 区/事業者 -

区民による自主緑化、緑のまちづくりを進める際の見本となるよう、現在、事業者による壁面緑化の見本を区ホームページで公開し、実際に見学できるようにしています。

これらを継続していくとともに、今後は、より多くの人に事業者の緑化技術を知ってもらえるように、屋上緑化や壁面緑化の見学会や緑に係わるイベント内での企画展示を行い、屋上緑化や壁面緑化について積極的にPRしていきます。

③ 顕彰制度の実施

継続 区 -

緑化活動に係わっている人の関心を高め、活動を一層活発にしていくため、自発的に緑化・維持管理活動を行っている公園愛護委員や区民ボランティア、本区にとって貴重な大木などを保全している区民など、緑の創出、維持管理に貢献している人に対して顕彰する「墨田区環境改善功労者・功労団体 緑化部門」の表彰を積極的に行っていきます。

④ 人材育成の仕組みづくり

新規 区/区民 重点

緑化施策を推進していくためには、区民ボランティアの協力が不可欠です。緑と花のサポーター、公園愛護会など多くのボランティアが活動していますが、いずれもメンバーの固定化や高齢化が課題になっています。このボランティアのすそ野を広げ、自ら行動し、活動していける幅広い世代の人材を増やしていくことが必要です。

近年区内に開設した大学などの協力を得ながら、人材育成を図るため、参加しやすいボランティア活動の仕組みづくりを行っていきます。



⑤ 情報発信の強化

新規 区/区民 -

本区では、緑の大切さや、生物多様性の意義をわかりやすく啓発するとともに、区民に緑や生きものに親んでもらえるよう、様々な講習会や観察会を実施しています。これらの取組をより多くの区民に興味・関心を持ってもらうため、現在は区のお知らせや区のホームページで情報発信をしています。今後はさらに、SNSや動画配信なども積極的に活用し、子育て世代の若い人たちなど、より多くの人々に区の取組や、緑や生きものに触れあう楽しさなどを伝えていきます。

(2) 緑と生物について学ぶ機会を充実する



区民の緑と生物への関心を喚起するとともに、生きものにとっても生息の基盤となる緑や環境への関心を高めていくための機会を充実していきます。また、専門家による調査等を行うことで、区の生物多様性保全の現状を適切に把握していきます。

① 緑と生物に係る講習会・環境学習の実施

継続

区/区民/
事業者

-

区民が緑化活動をより広げていく上で必要となる植物や花の育て方、土の作り方、屋上や壁面の緑化の進め方などを啓発する様々な緑の講習会の開催を増やしていきます。

また、現在実施している森林整備体験事業などをはじめ、次世代の緑づくりを担う子ども達に、緑の現状や緑の効用について学ぶ環境学習の機会を充実していきます。これらの講習会や環境学習については、動画配信などのオンラインサービスなども積極的に活用し、実施していきます。

② 生きものを観察する機会の充実

継続

区/区民/
事業者

-

区民の生きものに対する関心を高めるために、自然観察会を開催していきます。

また、生きものの生息空間を保全・創出する区民活動につなげていくため、区民に本区の生きものの生息状況などを公開し、区民が生きものについて学ぶ講座を実施するとともに、区民が区内で撮影した生きものや植物の写真を区ホームページ「すみだの生きもの写真館」に投稿していただき、情報を共有していきます。

これらの講習会や環境学習については、動画配信などのオンラインサービスなども積極的に活用し、実施していきます。

③ 生物のモニタリング調査の実施

継続 区/区民/
事業者 -

生物多様性を高めていくうえでは、本区に生息する生きものの種類や生息状況、重要種や外来種の有無を把握する必要があります。定期的に専門家による生物のモニタリング調査を実施するほか、自然環境サポーターの他、広く区民からも区内に生息する生物に関する情報を収集・記録し、生きものに関する基礎資料を整理していきます。

④ 生きものや植物を育てる際のルール啓発

新規 区/区民/
事業者 -

公園の池に人が放したと思われる外来種の魚が生息していたり、道路上に置かれた植木鉢が通行の支障になることがあります。植物や動物を育てる際には、周囲の人に迷惑をかけない、最後まで責任を持って育てる・飼うなどの最低限のルールがあります。区民が緑や生物と心地よく生活を送るためには、生物多様性の意義を区民にわかりやすく周知するとともに、これらのルールを、イベントなどを通じて啓発していきます。

(3) 区民の活動の場や機会を充実する



生活に身近な場所で緑を育む担い手となるための活動の場や機会を充実し、一人ひとりの活動や活動を通じた交流を支援していきます。

① 「緑と花の学習園」機能の拡大

継続 区/区民 -

区民に向けての緑に関する様々な情報発信や、区民の緑づくりを支援する場として「緑と花の学習園」があります。ここで実施している専門家による緑化相談・区民に対する緑化啓発・推進事業への協力、緑と花のサポーターによる学習園の維持管理、イベントや緑に係わる講習会の支援を継続します。

また、区民の緑づくりの活動に関する活動内容や場所、活動団体や資材の情報を一元管理し、活動に対する有益な情報を発信していきます。

さらに、文花地区に開設された大学との連携やキャンパスコモンの活用等によって、緑と花の学習園を中心としたボランティア活動や、緑化の推進を展開していきます。

② 区民主体の緑化活動への支援

継続 区/区民/
事業者 重点

現在、区民の緑づくりを支援する方策として、屋上緑化助成制度、壁面緑化助成制度、緑のへい助成制度などの各種緑化助成、緑と花のサポーター活動への支援、緑化や緑地の維持管理に関する技術援助として屋上緑化維持管理支援制度、定期的な講習会を開催しています。

区民の自主的な緑づくりに対しては、これまでの緑化助成や、緑と花の学習園での緑化相談を継続していきます。また、まちなかの緑づくりを推進する緑と花のサポーターやその他ボランティア団体、町会や自治会による緑づくりに対して、区民の負担を軽減させるため、資材支援、技術支援の拡大のみならず、文花地区に開設された大学と連携し、区民が参加しやすい仕組み作りについて検討していきます。区全域を緑化重点地区としたことで、市民緑地認定制度等の活用ができるようになりました。この制度の活用を検討し、地域の活性化につなげる緑化の取組みを支援します。



③ 緑を用いた生きがいづくり・交流の支援 新規 区/区民 -

緑には、人と自然のふれあいの場を提供することでレクリエーションの場の確保や心身の健康づくりに役立つ、コミュニティ活動の場としての役割があげられます。

緑を活用することで人々の生きがいづくりや、多世代、多様な人の交流を生み出し、人々の暮らしを豊かにしていきます。これらの取組は緑化講習会やイベントの実施、緑と花のサポーター等のボランティア活動によって進めていきます。

また、様々な世代や立場の人が園芸を通じて交流を図るという流れもあります。そのような取組を支援していきます。

2

緑と生物多様性を守り継承する



(1) 緑を保全する

社寺林やまちなかの大木・樹林地など、歴史を継承する緑を保全し、次世代に継承していきます。また、軒先等の小さなスペースを活用して緑を育む文化を守り継承するとともに、条例や要綱に基づく緑地整備の指導にも取り組んでいきます。

① 地域固有の緑文化を育む

継続 区/区民/事業者 -

本区は、荒川や隅田川、旧中川などの豊かな水辺に囲まれ、江戸時代より受け継がれてきた春の花見、夏の夕涼みや花火など、四季の自然を楽しむ緑文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。情緒ある下町風情を残すまち並みでは、家の軒先の小さなスペースを活用し、季節の花々を大切に育む文化もあります。このような緑を愛する人々の心を育み、より、本区の緑文化を発展させていくため、各種講習会の実施やまちなか緑化制度の充実を図っていきます。

② 樹木の保全・更新

拡充 区 -

社寺境内地の社寺林や大規模工場などにある大木や樹林地は、歴史を継承した区内の保全すべき貴重な緑です。

一定程度以上の健全な樹木と生垣については、特別保全樹木に指定し、所有者の日常的な管理を軽減するために、剪定や樹木医による樹木の診断など維持管理に要する経費の補助を継続していきます。

③ 持続可能な緑地の創出

新規 区/区民/事業者 重点

現在、墨田区は「墨田区集合住宅条例」及び「墨田区開発指導要綱」に基づき、緑地整備を指導しています。

実際に設けられた緑地の管理や、設備更新の支援を行い、将来にわたって質の高い緑地が担保されることを目指し緑に関する条例や要綱の制定などの検討を行っていきます。



(2) 生物多様性を確保・保全・拡充する



生物多様性の恵み（P.5 参照）を将来にわたって享受し、豊かな暮らしを続けるために、区民の理解を深めるとともに、生きものが生息しやすい環境を確保・保全・拡充していきます。緑地を拡充する際の樹種の選定にあたっては、生態系へ悪影響を与える樹種を避け、生物多様性の保全に配慮します。

① 生物多様性に配慮した暮らしの促進

新規 区/都・国 重点

「生物多様性」という言葉の区民の認知度は 45.3%（※P.29 参照）となっています。この認知度向上にむけ、様々な機会を利用して、啓発していきます。また、観察会や各種講座等の取組を通して生物多様性について理解を深め、配慮した暮らしを促進していくことで、生きものにとっても生息しやすい環境を確保・保全・拡充することにつながります。



② 荒川・旧中川の自然生態系の保全

継続 区/都・国 -

平成 30 (2018) 年度に行われた「墨田区緑と生物の現況調査」などの調査において、荒川の水辺には、カンムリカイツブリ、ダイサギ、ニゴイ、アオダイショウなどの重要種が確認されています。これらの生きものが生息できる水辺の自然生態系を支えているヨシ原や草原の保全をしていきます。

また、旧中川の水辺には、ウラギクなどの重要種や、ハクセキレイ、コガモ、ツグミ、ハゼなどの生きものが確認されています。荒川に続いて生きものが比較的豊かな旧中川は、ヨシやガマなどの植物を再生し水辺の自然環境に配慮した護岸管理を行い、生きものが生息しやすい環境を保全していきます。

③ 内部河川沿いの水辺整備

継続 区/都 -

隅田川や荒川などにつながっている内部河川は、生きものにとって重要な生息環境であり、また生息環境を移動するための重要なネットワークです。この内部河川の環境を整備していくことが、生物多様性の保全につながります。

生きものが生息しやすい環境を保全していくため、水質浄化施設の維持管理、東京都と連携した護岸の緑化整備などを進めていきます。

④ 生きものが生息できる空間づくり

継続 区 -

生きものすみかとなる空間や自然地に近いビオトープなど、生きものが生息できる空間を河川沿い、公園、学校をはじめ、まちなかの様々な場所につくり、定期的な清掃などにより保全していきます。

また、昆虫や鳥など飛翔性の生きものの中継場所となるよう屋上緑化を進めていきます。

⑤ 野鳥が行きかう環境づくり

継続 区/都・国 -

生態系が単調な市街地において、生物多様性の向上を図るために、市街地内の樹林を効率よく利用する能力をもっている野鳥（シジュウカラやメジロなどの野鳥）に注目し、野鳥が移動できる空間づくりを進めていきます。

野鳥の移動空間となるよう、緑が連なる街路樹を整備し、沿道において都市開発諸制度などの開発が行われる場合、公開空地などで沿道の緑を創出することにより、河川の緑や公園などの規模の大きい緑地とつないでいきます。

⑥ 河川沿いの緑づくり

継続 区/都・国 -

本区は、隅田川や荒川などの河川や、区内を縦横に流れる内部河川の流れなど、水が象徴であるまちです。河川沿いは、水辺の眺望を楽しみ、涼しい風に触れることができる心地良い空間を形成しており、水辺空間の魅力を向上させるとともに、沿川市街地との連続性や一体性に配慮したまちづくりを進めます。

河川の水辺と緑の一体的な環境を活かし、自然環境に配慮するとともにグリーンインフラの考え方を反映し、大横川親水公園のような拠点となる自然環境や地域の魅力づくり・にぎわいづくり、生物多様性の保全等の取組を進めます。

⑦ 学校など教育施設の緑化の推進

継続 区/区民 -

学校の敷地や校舎は規模の大きいものが多く、緑化により緑の量を確保でき、ヒートアイランド現象への対策をはじめ、環境学習への活用など多くの効果が期待されます。

校舎への蓄熱を防止し、子ども達の夏の暑さを軽減させるためには、校舎の屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを推進します。また、低層住宅から中高層住宅へと住まい方が変わり、土や緑と触れ合う機会の少なくなった子ども達に向けて、緑の環境学習・生きものとのふれあいの場としてビオトープの整備を進めます。ビオトープの整備にあたっては、CSRの考えのもと、事業者と連携した取り組みも行います。

緑のある暮らしを共創し、
生物多様性の保全に協働で取り組む



(1) 暮らしに身近な緑を育み、増やす

緑に興味・関心をもった区民が生活に身近な場所で緑を育み、多様な活動を進めていくことができるよう、緑化を支援する制度を充実していきます。また、事業者とともに、屋上や壁面等を活用し緑の豊かさを感じられるまちづくりを推進していきます。

① 緑と花のまちづくり推進地域制度の充実

継続 区/区民/
事業者 -

現在、緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した区民発意による緑のまちづくりが進められており、今後も、同制度を活用した緑のまちづくりを進めていきます。

② 屋上緑化の推進

継続 区/区民/
事業者 -

建物が密集し、地上部に緑地を増やすことが困難な本区において、建築物の屋上を緑化するという事は有効な方法の一つです。また、都市におけるヒートアイランド現象の緩和という効用もあり、より環境に資する緑化方法だといえます。

一般住宅や集合住宅、工場、区の施設などの新增築時、既設の建物の改修の機会を捉え、屋上緑化を積極的に進めていきます。また、屋上緑化助成制度を用いた緑化が進むよう、助成内容を区民に周知していきます。

住宅系（戸建住宅、併用住宅、集合住宅）の屋上緑地は一箇所あたりの緑化面積は小さいものの、緑化面積合計の約50%を占めており、本区の屋上緑地の面積に大いに寄与しています。今後とも住宅の屋上緑化を一層進めるとともに、公共施設の屋上緑化もあわせて進めます。

③ 壁面緑化・緑のカーテンの推進

継続 区/区民/
事業者 -

壁面緑化はまとまった緑が人々の目に留まります。また、まちなかの交差点・バス停や駅前などアイストップとなる場所の緑化は小さくても人々の注意を惹きます。これらを効果的に利用して、立体的に緑化を図ることは、緑の豊かさを区民が感じられるまちづくりを進めるにあたり有効な手段の一つとしてあげられます。また、都市におけるヒートアイランド現象の緩和という効用もあり、より環境に資する緑化方法だといえます。

本区では一般住宅や集合住宅、工場、区の施設の新増築時、既存の建物、高速道路や鉄道の橋脚の改修の機会を捉え、壁面緑化を積極的に進めるとともに、壁面緑化助成制度を用いた緑化が進むよう助成内容や事業者による壁面緑化の事例を区民に周知・紹介していきます。

また、ゴーヤ、朝顔等のつる性植物でつくる「緑のカーテン」は、夏の厳しい日差しを和らげることでヒートアイランド現象緩和の効果があり、壁面緑化よりも手軽に設置することができます。この緑のカーテンについては現在、講習会やコンテストの実施、一般区民や事業者、保育園や小学校等の公共施設に対し普及啓発を行っていますが、保育園や児童館など公共施設において、より一層の拡大を働き掛け、より多くの人に設置してもらうため、これらの取組を今後も継続して実施していきます。



(2) 協働・共創により緑化を推進する

区民の多様なニーズに対応した緑づくりや生物多様性保全の取組を効果的かつ効率的に推進していくためには区民・事業者・区が良好なパートナーシップを築くことが重要です。制度の拡充、組織団体の育成・支援等を通して、協働・共創による緑化を推進していきます。

① 緑化協定の締結

修正 区/区民/
事業者 -

現在、墨田区では「墨田区の緑化に関する要綱」に基づき、3件の工場と緑化協定を締結しています。区内の良好な環境を維持するため、現行の要綱に基づく緑化協定を継続していくとともに、取組について周知していきます。

② 緑に関する調査・会議の実施

継続 区/区民/
事業者 -

概ね10年ごとに区内の緑被現況や緑化状況、生きものの生息状況を客観的に把握するため「墨田区緑と生物の現況調査」を実施します。また、庁内連携を図り、「第二次墨田区緑の基本計画策定庁内検討委員会」を「緑の推進会議」に移行し、緑化の課題について検討し、全庁的な取組を推進していきます。

③ 緑と花のまちづくり推進地域制度の充実【再掲】

継続 区/区民/
事業者 -

現在、緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した区民発意による緑のまちづくりが進められており、今後も、同制度を活用した緑のまちづくりを進めていきます。

④ 区民や事業者の提案による緑と花のまちづくり 継続 区/区民/ 事業者 -

参加者が自発的に考えた管理運営のアイデアなどを活かせるようなサポートの実施や公園緑地の改修整備などを行います。

公園愛護協定や緑と花のまちづくり推進地域制度など、既存の区民参加事業の充実を図ります。また、CSRの考えのもと、事業者と連携した緑の公園づくりなどを行い、大規模開発の際には、グリーンインフラの考え方の反映、緑と花のまちづくりを意識した整備を誘導していきます。

⑤ 区民による緑化協力組織の育成 継続 区/ 区民 重点

現在、公園や児童遊園では、66団体が委員会を結成し、公園の自主的管理を進めています。また、公園以外のまちの緑の活動については、「緑と花のまちづくり推進地域制度」に基づき、町会・自治会などの団体が活動を進めています。今後も、緑と花のまちづくり推進地域制度を活用し、区民発意の緑のまちづくりが広がるよう、活動内容や場所の情報提供などを定期的に行っていきます。



⑥ 区民主体の緑化活動への支援【再掲】 継続 区/区民/ 事業者 重点

現在、区民の緑づくりを支援する方策として、屋上緑化助成制度、壁面緑化助成制度、緑のへい助成制度などの各種緑化助成、緑と花のサポーター活動への支援、緑化や緑地の維持管理に関する技術援助として屋上緑化維持管理支援制度、定期的な講習会を開催しています。

区民の自主的な緑づくりに対しては、これまでの緑化助成や、緑と花の学習園での緑化相談を継続していきます。また、まちなかの緑づくりを推進する緑と花のサポーターやその他ボランティア団体、町会や自治会による緑づくりに対して、区民の負担を軽減させるため、資材支援、技術支援の拡大のみならず、文花地区に開設された大学と連携し、区民が参加しやすい仕組み作りについて検討していきます。区全域を緑化重点地区としたことで、市民緑地認定制度等の活用ができるようになりました。この制度の活用を検討し、地域の活性化につなげる緑化の取組みを支援します。



4 緑をつなぎ、広げる



(1) 緑の拠点を拡充する

開発事業等によるまちづくりや公共施設の整備に合わせて、心地よく快適に暮らせる環境づくり、生きものと共生するまちづくりに寄与する緑の拠点を整備、拡充していきます。

① 公園緑化の推進

継続 区/区民/事業者 -

緑地の多くは公園にあります。密集した市街地で緑が少ない本区においては、まとまった緑の拠点として公園の緑を増やし、維持・保全していく必要があります。一方で見通しのよい安全な公園や、広々とした広場のある公園を求めるなど区民ニーズは多様化していることから、公園の規模や周辺環境、地域のニーズなどを考慮しながら公園の緑化を推進します。

② 学校など教育施設の緑化の推進【再掲】

継続 区/区民 -

学校の敷地や校舎は規模の大きいものが多く、緑化により緑の量を確保でき、ヒートアイランド現象への対策をはじめ、環境学習への活用など多くの効果が期待されます。

校舎への蓄熱を防止し、子ども達の夏の暑さを軽減させるためには、校舎の屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを推進します。また、低層住宅から中高層住宅へと住まい方が変わり、土や緑と触れ合う機会の少なくなった子ども達に向けて、緑の環境学習・生きものとのふれあいの場としてビオトープの整備を進めます。ビオトープの整備にあたっては、CSRの考えのもと、事業者と連携した取り組みも行います。

③ 大規模な民有地及び公共施設整備における 条例及び要綱に基づく緑化の促進

修正 区/区民/
事業者 重点

近年、墨田区内では工場の廃業に伴う土地利用転換により、集合住宅の建設が多くなっています。これらの機会を捉え、確実かつ戦略的に緑化を進めていくため、「墨田区集合住宅条例」、「墨田区開発指導要綱」に基づき将来にわたり、可能な限り質が高く、量的にまとまった緑地が担保されるような緑化指導を行っていきます。

また、都市開発諸制度などで生まれる公開空地などについては都が策定した「公開空地等のみどりづくり指針」と連携し、国や都の施設は区の施設と同様に質の高い緑化が図られるよう誘導していきます。

このほか、公共施設の新設・改築などは面的な緑がまとまって確保できる機会ですので、民間施設と同様に質の高い緑化を推進していきます。

実際に設けられた緑地について管理が不十分で良好な状態が保たれていなかったり、設備更新の際、屋上緑化など建築物上に設けられた緑地が撤去されてしまう可能性があります。開発行為や建築行為に対して、緑地創出・保全の観点から強い指導を行い、緑に総量を増やしつつも、将来にわたり、質の高い緑地が担保されるよう緑に関する条例や要綱の制定などの検討を行っていきます。





(2) 緑のネットワークを拡充する

区内に点在する緑をつなぐ、河川や緑道等の緑地や街路樹の整備を促進し、緑のネットワークを拡充していきます。また、ネットワークを形成するこれらの資源を将来にわたって維持していくことで、地域の魅力づくりやにぎわいづくり、生物多様性の保全などに資する墨田区のグリーンインフラの構築に取り組んでいきます。

① 水と緑のネットワークづくり

継続 区/都・国 -

墨田区は隅田川、荒川に挟まれ、区内には旧中川、旧綾瀬川、北十間川、横十間川、竪川、大横川の6つの内部河川があり、区内の河川延長は23km以上と水辺に恵まれています。

旧中川水辺公園は水辺に親しめる公園として整備され、また、北十間川の北十間川樋門から西側の区間においては、にぎわい創出と観光回遊性向上を目的に公園、河川テラス等を一体的に整備しました。

このように、河川の水辺と緑の一体的な環境を活かし、自然環境に配慮するとともにグリーンインフラの考え方を反映し、地域の魅力づくり・にぎわいづくり、生物多様性の保全等の取組を進めます。

② 道路緑化の推進

継続 区/都・国 -

道路の緑は、良好な景観形成に加え、安全で快適な空間の創出、環境の保全など多くの役割を果たす重要な施設です。しかし、一部の街路樹は大木化や老朽化し、歩行者や車両の通行阻害、倒木の危険性など、様々な課題を抱えています。

区では、街路樹の課題解決に向けた管理計画を定め、計画的な更新や健全な生育に配慮した維持管理などを実施し、緑の充実を図っていきます。

5 緑を生かしてまちの魅力を向上する



(1) 公園を活用する

区の緑の約4分の1は公園の緑であり、近隣住民にとって貴重な地域の憩いの場となっています。また、緑が豊かな公園は生きものの生息場所にもなっています。区の緑が環境保全、レクリエーション、防災、景観形成といった重要な役割を果たしている点をふまえ、多面的な視点から公園の整備・利活用を促進し、再開発や公園整備等の機会をとらえて、公園面積や緑地を拡大していくことで地域のにぎわいづくり、魅力向上に取り組んでいきます。

① すみだを代表する風景のある公園づくり

継続 区 -

隅田公園や錦糸公園、大横川親水公園、旧中川水辺公園など大規模公園は、歴史・文化、自然、スポーツ施設、区民ボランティアの実施など様々な要素をもっており、本区のシンボリックな公園となっています。それらのまちのシンボルとなる公園の特徴を一層伸ばすとともに、個々の公園だけでなく、一定のエリア内の公園では公園ごとに特色を持たせることにより、「異なる特色を持った公園の集合体」としての公園づくりを推進します。

② 災害からまちを守る公園・広場づくり

継続 区 -

木造住宅密集地域及び東京都防災都市づくり推進計画重点整備地域をあわせた区域を「防災対策公園整備区域」とし、その区域内において新規公園を5箇所、まちづくり緑地6箇所を整備することを目標とします。

震災への対応として、公園等が避難場所となることを考慮し、出入口の拡幅・バリアフリー化によるアクセスの向上やかまどベンチの整備を進めます。また、地域の防災力向上のために、空地の整備を進める際には、積極的に緑化をしていきます。

③ 誰でも快適に使える公園づくり

継続 区 -

公園を利用する全ての人が安心できるように、「公園施設長寿命化計画」による遊具やベンチなどの改修や、適切な植栽植樹の管理により、安全な公園に改修を行います。

また園内は、利用向上の観点からユニバーサルデザイン化、美しい草木の育成、清潔で心地よく利用できるトイレの整備などにより環境に配慮した公園づくりを進めていきます。さらに、樹木の適切な維持管理を行い、樹冠を維持することで緑陰を形成し、夏の厳しい日差しをやわらげ、快適に過ごすことができる公園づくりを目指します。

④ 子どもを健やかに育てる公園づくり

継続 区 -

親子で楽しめる公園をつくっていくとともに、小中学校、児童館、保育園と隣接・近接している公園は、それらの施設と連携して公園の整備を進めます。また、子ども達が植物や野鳥、昆虫などに触れ合える場を創出していきます。

⑤ 訪れた人の心と体が健康になる公園づくり

継続 区 -

高齢化が進む本区では、今後健康に対する志向が一層高まってくると想定されます。そこで、地域の年齢構成や公園の遊具・施設の整備状況を見ながらスポーツ・レクリエーション施設や健康増進施設の配分を再検討し、適切な整備を進めます。



大横川親水公園



錦糸公園

⑥ 歴史や文化を伝える公園づくり

継続 区 -

本区の公園の中には、歴史文化公園として整備された両国公園、露伴児童遊園、梅若公園のほか、隅田公園の墨堤、旧安田庭園など歴史的な風景や素晴らしい庭園があります。今後もそれらの公園にある歴史的風景を適切な維持管理により保全していきます。また、説明看板や石碑、銅像などにより地域の歴史や文化を伝えている公園については、今後も歴史文化を伝える拠点として整備していきます。

⑦ 気軽に行ける公園づくり

継続 区 -

まちなかにある小・中規模公園は近隣の住民にとって、夕涼みや花壇づくりなどのコミュニティの醸成の場として重要な役割を担っています。新規の公園を整備する際には、公園へのアクセスも考慮し、計画的に公園を配置します。また、まちづくり緑地やポケットパークなどの小さな緑地も使いながら効率的に整備を進めます。

⑧ 生きものを育む緑のある公園づくり

新規 区/区民/
事業者 -

緑地が豊かな公園には鳥類や昆虫類などが訪れ、生息するようになります。こういった公園を訪れることで人々は季節を感じ、日々の生活にうるおいをもたらせます。また、子供達には、自然環境の保全について学べる貴重な場となります。生物多様性を意識した取組を実施することで、生きものが集う豊かな緑のある公園を整備します。

⑨ 緑を育てる拠点づくり

継続 区/区民 -

公園リニューアルの際には、ワークショップ等区民参加の計画づくりを進めています。区民参加による公園の管理運営や公園管理の組織は、現在、公園愛護協定をはじめ、中川桜愛護会、隅田公園さくらパートナーシップなど多様な組織があり、今後一層支援し、広げていく必要があります。

公園や橋台地を整備するとともに、整備後は区は管理運営にかかわる区民活動をサポートしていきます。

また、公園の整備・管理についても、指定管理制度など民間活力の導入の検討を進めていきます。

(2) 緑と花を生かした空間づくりを推進する



地域コミュニティの醸成、地域のにぎわいづくりを目指し、地域の人が集う場に緑と花が豊かな空間を創出していきます。

区民のだれもが身近な場所で緑にふれあう場や機会を充実していくことで、まちの魅力向上にも取り組んでいきます。

① 緑と花の拠点づくり

継続 区/区民 -

押上駅周辺や吾妻橋周辺、緑と花の学習園周辺など、駅前の多くの人が集まる地域や区民活動の拠点施設のある地域において、プランターの設置や花壇の整備などを地域住民とともに進めていき、「緑と花の拠点」として、水と緑のネットワークと連携しつつ、地域のシンボルとしてふさわしい、花と緑が豊かな空間を創出します。

こうした区民主体のまちづくりは「緑と花のまちづくり推進地域制度（まちなか緑化）」とともに、東京都の助成制度についても周知し、進めていきます。

② 緑や公園を活用したまちのにぎわいづくり

新規 区/区民/
事業者 **重点**

地域が抱える様々な課題を解決するために、自然環境が有する機能に着目し、インフラとして活用していくグリーンインフラという取組があります。その取組の中に、緑を生かした地域振興やコミュニティ形成というものがあります。今後、本区でもグリーンインフラ（P. 9 参照）を意識した民間開発や、隅田公園をはじめとした既存公園の活用を通じたコミュニティ形成やにぎわいづくりを推進していきます。また、緑化活動や自然環境ボランティア活動、イベント等を通じ、人々の交流を図り、区民や民間事業者、また、区内でも様々な部署と連携をしながら「水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ」の実現を目指していきます。

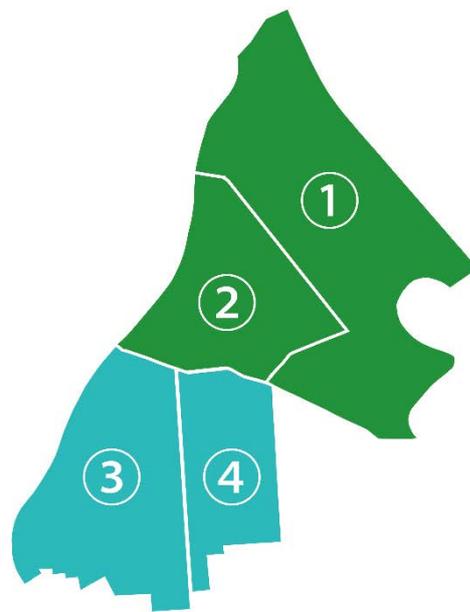


3 地域ごとの計画内容

(1) 地域区分

区内の緑被地の現況調査の結果に基づき、緑被の状況が類似し隣接する地区を統合し、以下の①から④エリアにわけて地域の特性、目標、方針を整理しました。

地区分類		対象町丁目の目安
北部 地域	①	堤通・墨田・ 八広・東墨田・ 立花・文花地域 堤通二丁目、墨田、八広、 東向島四～六丁目、 東墨田、立花、文花
	②	向島・京島・ 押上地域 堤通一丁目、京島、向島、 東向島一～三丁目、押上
南部 地域	③	吾妻橋・本所・ 両国・緑・ 立川・菊川地域 吾妻橋、東駒形、本所、 石原、横網、亀沢、両国、 菊川、立川、緑、千歳、 江東橋五丁目
	④	業平・錦糸・ 江東橋地域 業平、横川、太平、錦糸、 江東橋一～四丁目



(2) 地域ごとの計画の構成

地域ごとの計画は、以下の4つの構成でまとめています。

①目標

地域ごとの目標を示しています。

②地域特性

「墨田区緑と生物の現況調査（平成30年度）」等をもとに地域の現況を整理しています。

③方向性

地域の目標と第3章で示した基本方針に基づき、計画の方針を示したものです。

④地域計画図

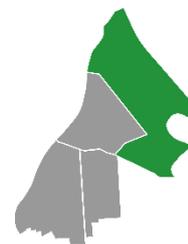
第3章で示した将来像図を地域ごとに示したものです。

(3) 地域ごとの計画内容

1) 堤通・墨田・八広・東墨田・立花・文花地域

①目標

水辺空間を活かした緑の連続性を
感じられる環境づくり



②地域特性

人口	地域面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地合計	
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
92,544人	577.96	41.93	7.3	41.25	7.1	1.75	0.3	84.94	14.7

○緑被地の構成と変化

堤通・墨田・八広地域では、公共系と住宅系土地利用における緑被率が高く、東墨田・立花・文花地域では、工業系土地利用における緑被率が高くなっています。

前回調査時と比較すると、商業施設の建設によってまとまった樹木被覆地が減少していることが確認できました。公共施設では、吾嬬第二中学校の校舎改築に伴い、屋上緑地が増加しています。

東墨田・立花・文花地域はアパートやマンション等の集合住宅、戸建て住宅の建設により、樹木被覆地の小規模化が確認されています。

○地域の特徴

狭い路地や古い木造家屋が多く下町らしい町並みと地先園芸といった暮らしに身近な緑を目にすることができる地域となっています。緑と花の学習園周辺では区民ボランティアと協働した緑づくりの取組が進められています。

また、地域南部は大小さまざまな規模の工場が立地し、ものづくりが盛んな地域です。一方でこの地域には荒川河川敷、旧中川水辺公園、東白鬚公園があり、豊かな水辺と緑の地域であり、区内の緑被率の58%がこの地域にあります。

鐘ヶ淵通りは現在道路の拡幅が進められており、これを契機とした防災力の向上が求められています。

文花地区には千葉大学、情報経営イノベーション専門職大学(iU)が開設され、地域と大学の交流空間「キャンパスコモン」として、あずま百樹園と一体的に整備されます。

○住民意識調査

- ・堤通・墨田地域、東墨田・立花地域で緑の豊かさについて肯定的評価が占める割合が高くなっています。
- ・京成線が通るエリアでは、否定的評価が占める割合が高くなっています。

2) 向島・京島・押上地域

①目標

下町情緒と新しい街並みが調和した、
うるおいあふれる緑づくり



②地域特性

人口	地域面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地合計	
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
53,947人	260.02	18.86	7.3	2.77	1.1	2.00	0.8	23.63	9.1

○緑被地の構成と変化

土地利用別の緑被率を他の地域と比較してみると、住宅系が比較的高くなっています。向島百花園や隅田公園にまとまった緑があるほかは、規模の小さな緑が点在する地域となっています。

前回調査時と比較すると、北十間川の護岸整備による植栽設置や、東京スカイツリー®や曳舟駅周辺の再開発などの大規模商業施設等の新たな建設に伴い、屋上緑地等の施設緑地が増加しています。

○地域の特徴

狭い路地や古い木造家屋が多く、下町らしい町並みと地先園芸といった暮らしに身近な緑を目にすることができる地域となっています。一方、東京スカイツリー®や曳舟駅周辺の再開発では、屋上緑地等の施設緑地が施され、商業施設には多くの新しい店舗が入り、新旧の魅力的な資源がある地域です。

防災の観点からは、水と緑に関わる区民の取組が長年続いている地域です。

地域の南部は北十間川の護岸整備事業によりテラス整備が進み、隅田公園の芝生広場や北十間川には人が集い、にぎわいのある空間となっています。

○住民意識調査

- ・隅田川沿いでは緑の豊かさについて肯定的評価が占める割合が高くなっています。
- ・地域の東部では、否定的評価が占める割合が高くなっています。これは、この地域には3,000㎡以上の樹林地がないことが一つの要因であると考えられます。

写真挿入予定

写真挿入予定

③方向性と主な取組

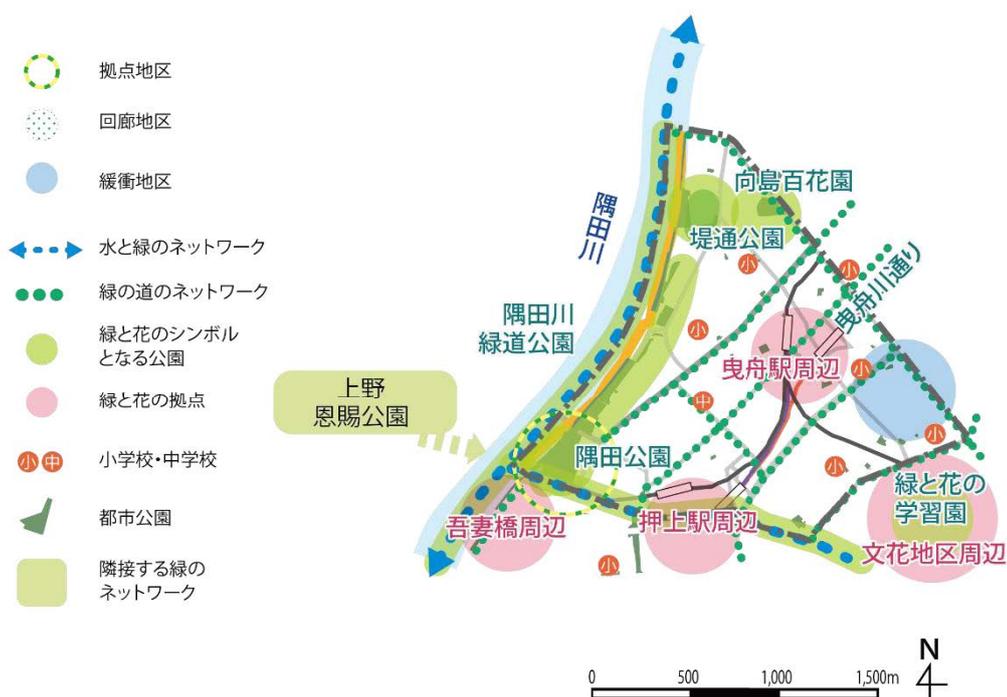
■方向性

狭い路地の多い向島・京島地区や水辺や住宅地の開発が進む押上地区で、暮らしに身近な緑地の確保に取り組んでいきます。また、向島百花園や隅田公園をはじめとした暮らしに身近な公園や緑地において、下町の情緒と調和したうおいあふれる緑づくりを推進していきます。

■主な取組

- 向島百花園や隅田公園等において公園や生きもの・まちの景観・歴史文化の多様性とあわせて緑を楽しむためのイベントを開催します。【基本方針1（1）①】
- 隅田公園など、まとまった緑の拠点としての機能を拡充する公園を整備します。【基本方針4（1）①】
- 大規模な民有地及び公共施設整備における質の高く、量的にまとまった緑地が担保されるための緑化指導を行います。【基本方針4（1）③】
- 北十間川沿いの水辺と一体的な公園の整備を行います。【基本方針4（2）①】
- 明治通り等において、道路の拡幅整備に伴い街路樹整備と緑の充実を図ります。【基本方針4（2）②】
- 地域西部の防災対策公園整備区域において、災害からまちを守る身近な公園・広場づくりを推進します。【基本方針5（1）②】
- 曳舟駅周辺では、再開発事業など地域のまちづくりの動向にあわせて、グリーンインフラを生かし、地域の防災力向上やにぎわいづくりに資する公園整備を検討していきます。【基本方針5（2）②】

④地域計画図



3) 吾妻橋・本所・両国・緑・立川・菊川地域

①目標

多様なライフスタイルに応じた身近な緑の充実



②地域特性

人口	地域面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地合計	
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
87,310人	358.64	18.29	5.1	1.77	0.5	2.48	0.7	22.55	6.3

○緑被地の構成と変化

緑・立川・菊川地域は公共系と住宅系土地利用における緑被率が区内でも低くなっており、吾妻橋・本所・両国地域は商業系土地利用における緑被率が最も高くなっています。

前回調査時と比較すると、区立公園や豎川の護岸整備に伴い樹木被覆地に若干の増減が見られています。緑・立川・菊川地域では、施設内の樹木の生長、集合住宅の建設に伴う屋上緑地の増加が確認されています。

○地域の特徴

旧安田庭園や大横川親水公園にまとまった緑があるほかは、市街地に緑は少ない地域となっています。両国国技館や横網町公園といった歴史・文化的資源が多数存在する地域であり、また、台東区から東京スカイツリー®への入り口となることから観光客の立ち寄る地域でもあります。

○住民意識調査

- ・この地域の北部は隅田公園、旧安田庭園、横網町公園、大横川親水公園と比較的大きな公園があるため、緑の豊かさの肯定的評価や公園利用頻度も高くなっています。
- ・JR総武本線以南は公園や樹林地が点在しているものの面的展開となっておらず、また、3,000 m²以上の樹林地もないため、緑の豊かさについて否定的評価が占める割合が高くなっています。

写真挿入予定

写真挿入予定

③方向性と主な取組

■方向性

地域の活性化に資する水辺と公園等の公共空間の活用を推進していきます。また、まとまりのある緑地の維持管理、緑の質の向上と市街地内の開発や建替えに伴う緑地の確保に取り組み、区民の多様なライフスタイルに対応した緑づくりを推進していきます。

■主な取組

- 大横川親水公園等において公園や生きもの・まちの景観・歴史文化の多様性とあわせて緑を楽しむためのイベントを開催します。【基本方針1（1）①】
- 水辺、公園、学校等において生きものが生息できる空間を保全します。
【基本方針2（2）④】
- 北十間川や豎川等の内部河川沿いの水辺と緑の一体的な環境を活かし、自然環境に配慮するとともにグリーンインフラの考え方を反映し、地域の魅力づくり・にぎわいづくり、生物多様性の保全等の取組を進めます。【基本方針2（2）⑥】
- 新豎川橋周辺の地域等における区民発意による緑と花のまちづくりを進めます。
【基本方針3（1）①】
- 大横川親水公園の未整備地区の公園整備を推進します。【基本方針5（1）①】
- 今後橋りょうの架替えの際に橋台地の広場空間の整備を進めます。
【基本方針5（1）⑨】
- 隅田川沿いの既存の公園や緑地等の活用を通じたコミュニティ形成やにぎわいづくりを推進していきます。【基本方針5（2）②】

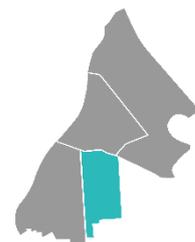
④地域計画図



4) 業平・錦糸・江東橋地域

①目標

水と緑を生かしたにぎわい創出と
まちの魅力向上



②地域特性

人口	地域面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地合計	
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
42,174人	174.51	11.68	6.7	2.53	1.5	1.38	0.8	15.60	8.9

○地域の特徴

商業用地の面積が最も大きい地域で、他地域と比較して商業系の土地利用がなされている地域での緑被率が高くなっています。

大横川親水公園、豎川親水公園に囲まれた地域となっており、まとまった緑がある錦糸公園は、区民がにぎわいを感じることでできる場となっています。

○住民意識調査

・大横川親水公園が隣接し、錦糸公園もあることから緑の豊かさ等について肯定的評価が占める割合が高くなっています。

○緑被地の構成と変化

前回調査時と比較すると、大型施設の建設や錦糸公園の再整備によって樹木被覆地は減少し、公園の再整備に伴う芝生化による草地の増加が見られます。

写真挿入予定

写真挿入予定

③方向性と主な取組

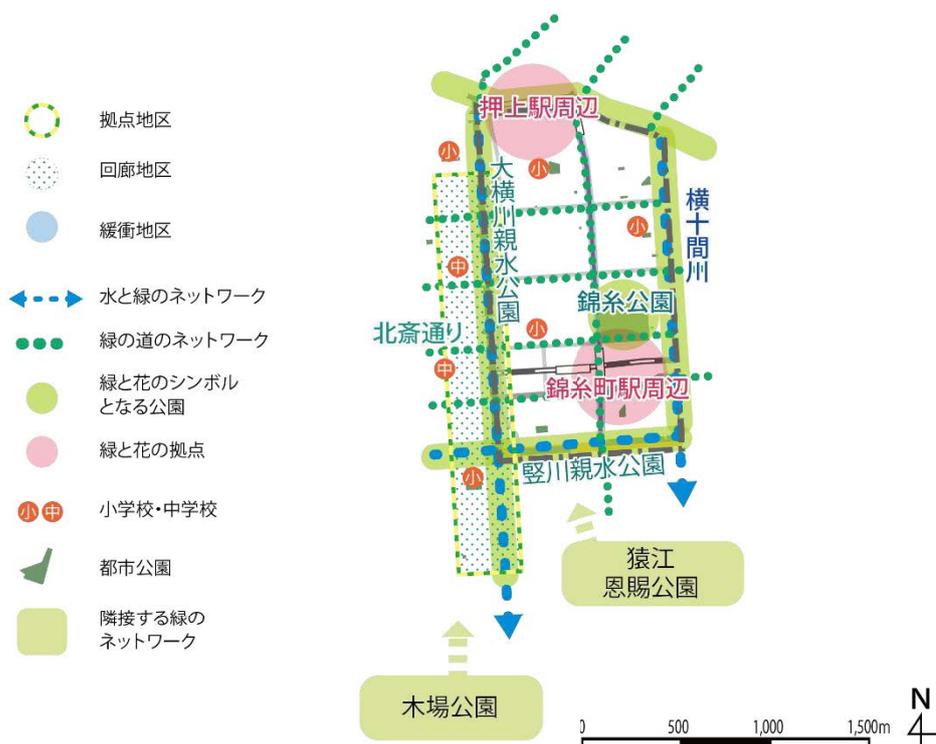
■方向性

まとまりのある緑地の維持管理、緑の質の向上と市街地内の開発や建替えに伴う緑地の確保に取り組んでいきます。水と緑を生かしたにぎわい創出に取り組み、まちの魅力向上につなげていきます。

■主な取組

- 錦糸公園等において公園や生きもの・まちの景観・歴史文化の多様性とあわせて緑を楽しむためのイベントを開催します。【基本方針1（1）①】
- 横十間川等の河川沿い、公園、学校において生きものが生息できる空間を保全します。【基本方針2（2）④】
- 横十間川等の内部河川沿いの水辺と緑の一体的な環境を活かし、自然環境に配慮するとともにグリーンインフラの考え方を反映し、地域の魅力づくり・にぎわいづくり、生物多様性の保全等の取組を進めます。【基本方針2（2）⑥】
- 横川、業平地域における区民発意による緑のまちづくりを進めます。
【基本方針3（1）①】
- 大横川と豎川の一部における水辺とその周辺が一体となった魅力的な親水空間の整備と回遊性のある緑地空間の整備について検討を継続します。
【基本方針4（2）①】
- 横十間川等の河川工事において緑化を行っていきます。【基本方針4（2）②】
- 大横川親水公園の未整備地区の公園整備を推進します。【基本方針5（1）①】

④地域計画図





第5章

計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

1 進行管理体制

本計画の各施策を円滑に遂行するため、本計画に関連する庁内各課と密接な情報交換をしながら進める必要があります。このため計画の策定後は、「第二次墨田区緑の基本計画策定庁内検討委員会」を「緑の推進会議」へと移行し、定期的に計画の進行を含めた連絡・調整を行い、各施策の進捗評価を図っていきます。

2 施策の進行管理

各施策の進捗評価を図るにあたり、計画（Plan）、実行（Do）、検証・評価（Check）、計画・見直し（Action）のサイクルに基づく進行管理を行います。





參考資料

参考資料

1 検討委員等名簿

(1) 墨田区環境審議会

区分	所属等	氏名	備考
学識 経験者	早稲田大学社会科学総合学術院教授 (農学博士)	赤尾 健一	会長
	多摩ニュータウン環境組合リサイクル センター長	江尻 京子	
	東京大学総合研究博物館研究事業協力者	須田 真一	
	神楽坂キーストーン法律事務所弁護士	日置 雅晴	副会長
	国立感染症研究所昆虫医科学部客員 研究員(薬学博士)	森林 敦子	
区議会 議員	墨田区議会地域産業都市委員会委員長	沖山 仁	～令和2年5月27日
		じんの 博義	令和2年5月27日～ 令和3年5月27日
		福田 はるみ	令和3年5月27日～
	墨田区議会地域産業都市委員会副委員長	とも 宣子	～令和2年5月27日
		坂井 ユカコ	令和2年5月27日～ 令和3年5月27日
		藤崎 こうき	令和3年5月27日～
事業者	東京都鍍金工業組合向島支部長	岩井 孝之	～令和元年5月13日
	東京都鍍金工業組合向島支部長 (株式会社梅本鍍金代表取締役)	梅本 禎司	
	(株)浜野製作所代表取締役	浜野 慶一	～令和2年3月31日
	金星ゴム工業株式会社 代表取締役会長	杉本 浩志	令和2年11月9日～
	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支 社長	榎本 毅	～令和2年9月30日
		平岩 直哉	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日
		中島 宏幸	令和3年10月1日～
	東京ガス株式会社 東部支店長 東京東支店長	中塚 千恵	～令和2年3月末
		岡野 俊哉	令和2年4月～
	ライオン株式会社 CSV 推進部環境戦略 室長 サステナビリティ推進部長	原田 房枝	～令和2年3月末
小和田 みどり		令和2年4月1日～	
区民	すみだ環境共創区民会議会長	宇田川 明	
	公募区民	橋本 治	
	文化人	林家 時蔵	

(2) すみだ環境共創区民会議

選出区分	所属等	氏名	備考
環境保全活動に 実績のある 区民及び事業者	会社員	宇田川 明	会長
	株式会社三菱総合研究所 サステナビリティ本部	森下 香洋子	
	東京電力パワーグリッド 株式会社 江東支社	安田 奈穂美	～令和2年10月23日
		石川 香	令和2年10月23日～
	東京ガス株式会社 東部支店 東京東支店	吉田 智子	～令和2年3月31日
		小西 吾乗	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
東京東支店	浅見 伸介	令和3年4月1日～	
環境団体の 構成員	なでしこ	橋本 玲子	
	緑と花のサポーター	門倉 美雪	
	雨水市民の会	佐原 滋元	
	すみだ景観フォーラム	笠貫 昇	
	エコライフサポーター	阿久沢 八代	～令和2年9月25日
		橋本 恵子	令和2年9月25日～
公募による 区民及び 区長が 必要と認める者	公募区民	小木曾 清三	
	公募区民	佐野 まさ子	
	公募区民	土屋 爲由	
	公募区民	碓氷 喜信	副会長
	公募区民	小林 茂美	令和元年9月17日～
	公募区民	木股 里穂	令和3年4月1日～

(3) 第二次緑の基本計画策定庁内検討委員会

構成員
都市整備部 環境担当部長(委員長)
都市整備部環境担当 環境保全課長(副委員長)
企画経営室 ファシリティマネジメント担当課長
地域力支援部 地域活動推進課長
産業観光部 観光課長
福祉保健部 厚生課長
子ども・子育て支援部 子育て支援課長
都市計画部 都市計画課長
都市計画部 防災まちづくり課長
都市計画部危機管理担当 防災課長
都市整備部 都市整備課長
都市整備部 土木管理課長
都市整備部 道路公園課長
都市整備部立体化推進担当 立体化推進課長
都市整備部立体化推進担当 拠点整備課長
教育委員会事務局 庶務課長
都市整備部 環境担当部長(委員長)

(4) ご協力いただいた学識経験者等

所属等	氏名
千葉大学大学院 教授 (園芸学研究科環境造園デザイン学研究室)	池邊 このみ
東京大学総合研究博物館研究事業協力者	須田 真一
樹木医・緑化相談員	多田 亨
東京環境工科専門学校 教員	外山 史也
グリーンアドバイザー・緑化相談員	中道 光子
東京環境工科専門学校 教員	吉尾 政信

2 審議・検討経過

(1) 墨田区緑の基本計画改定検討委員会検討経過

日時	議事
令和元年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区緑と生物の現況調査報告 ・計画策定のスケジュール ・策定庁内検討委員の設置について
令和元年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子(案)について ・緑と生物に関する区民アンケート結果報告
令和2年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に向けた方針の考え方 ・施策体系(案)について
令和3年6月28日 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・素案について
令和3年10月	
令和4年1月	

(2) すみだ環境共創区民会議

日時	議事
令和元年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区緑と生物の現況調査報告 ・計画策定のスケジュール ・策定庁内検討委員の設置について
令和元年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子(案)について
令和3年1月22日 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に向けた方針の考え方 ・施策体系(案)について
令和3年5月28日 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・素案(案)について

(3) 墨田区緑の基本計画改定庁内検討委員会検討経過

日時	議事
令和元年7月29日	・計画策定の背景及び位置づけについて ・墨田区の緑と生物の現状及び現行計画の施策と目標値について
令和元年8月28日	・計画策定の考え方について ・現行計画の各施策進捗状況評価及び課題について
令和元年10月18日	・骨子(案)について
令和2年1月22日	・骨子(案)について ・緑と生物に関する区民アンケート及びヒアリング結果について
令和2年10月30日 ※書面開催	・施策体系について
令和2年4月20日 ※書面開催	・素案(案)について
令和3年10月	
令和4年1月	

(4) パブリックコメントの実施

1) 意見募集期間

令和3年●月●日から令和3年●月●日まで

2) 意見募集の周知・公表方法

① パブリックコメントの周知

- ・ 区のお知らせ（●月●日号）
- ・ 区ホームページ

② 公表資料の閲覧場所

- ・ 環境保全課（区役所14階）
- ・ 区民情報コーナー（リバーサイドホール1階）
- ・ 各出張所
- ・ 各図書館

3) 意見募集の結果

意見者数 ●名（意見数●件）

3 区民の意識

(1) 実施日及び回答者数

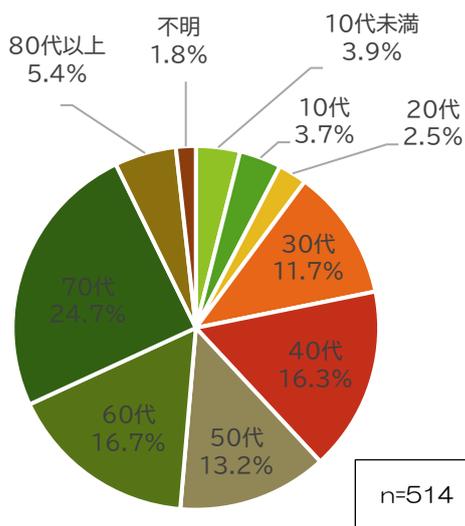
環境関連イベントの来場者を対象として、緑と生物に関するアンケートを行いました。

実施日	実施イベント名	回答者数
令和元年5月11日	みどりの日	55人
令和元年6月29・30日	環境フェア	267人
令和元年10月5・6日	すみだまつり	93人
令和元年11月2日	菊まつり	10人
令和元年12月7日	梅若小学校 星空観察会	28人
令和元年12月9日	エコライフ講座 第3回 「ごみの最終処分場を見に行こう！ -中央防波堤埋立処分場見学-」	14人
令和元年12月12日	水の循環講座 第4回 都市と水 「東京低地の暗渠を見てみよう」	16人
令和元年12月16日～ 令和2年1月16日	インターネットアンケート	20人
令和元年12月19日	水の循環講座 第5回 防災と水 「東京を災害から守る施設を見てみよう」	11人
回答者数合計		514人

(2) アンケート結果

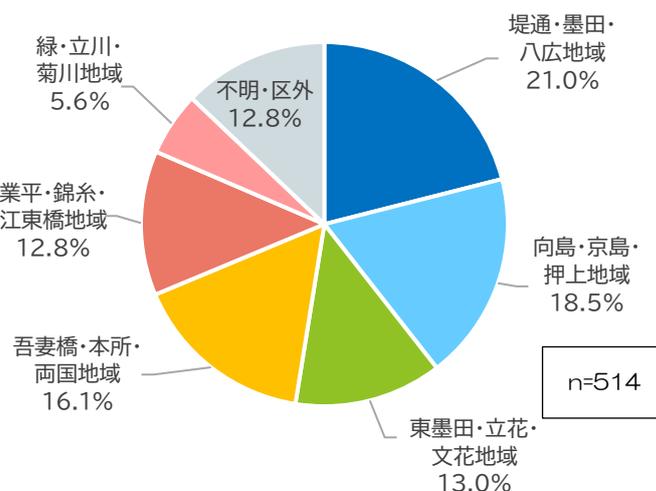
①対象者の年齢について

問1 あなたの年齢を教えてください。



②回答者の居住地域属性について

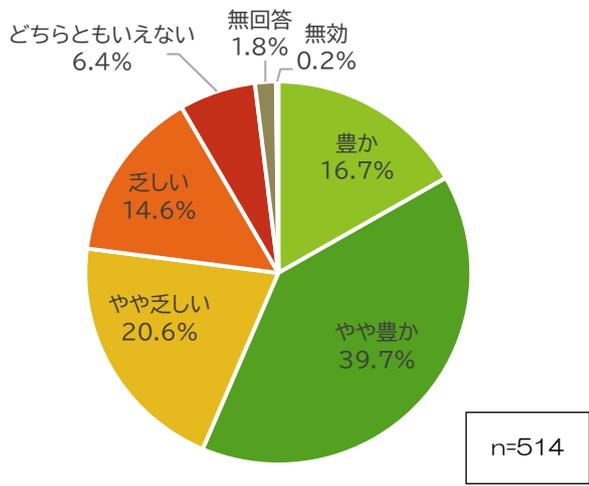
問2 あなたのお住まいの町名と丁番をご記入ください。
(記入いただいた住所をもとに、地域別に分類)



③墨田区の緑の豊かさについて

墨田区の緑が「豊か」と回答した方は約2割でしたが、「やや豊か」と回答した人と合わせると5割以上になります。

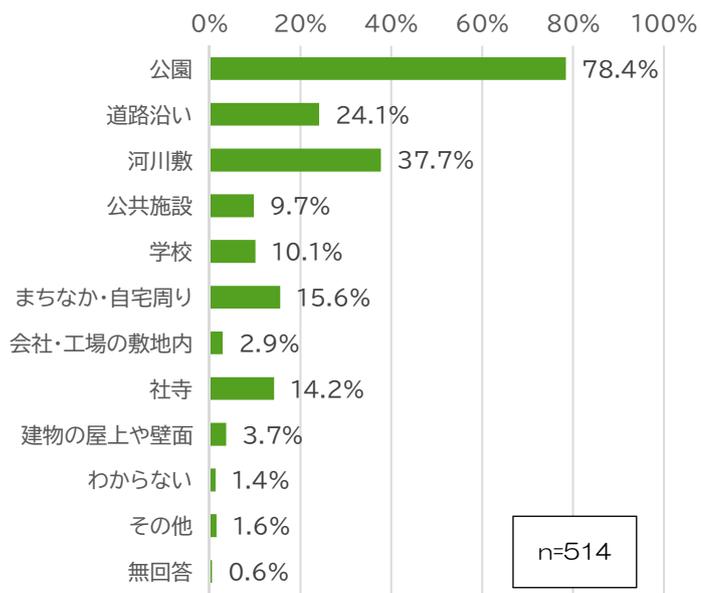
問3 あなたは、墨田区の緑は豊かだと思いますか。



④区内で緑を感じる場所について

区内で緑を感じる場所として、「公園」と回答した方が約8割と圧倒的に多い結果になりました。

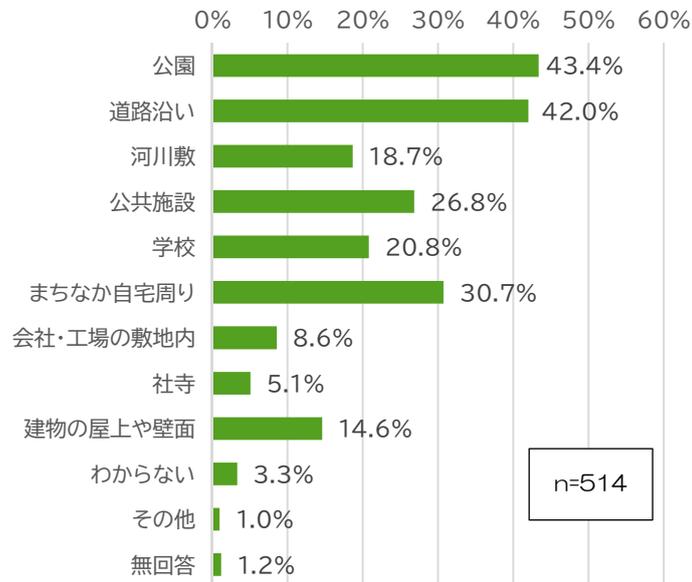
問4 あなたは、区内のどこで緑を感じますか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑤ 緑を増やすべき場所について

約4割の方が「公園」「道路沿い」と回答していますが、「公共施設」「学校」「まちなか・自宅周り」に緑を増やしたほうがよいと考える人も2割以上います。

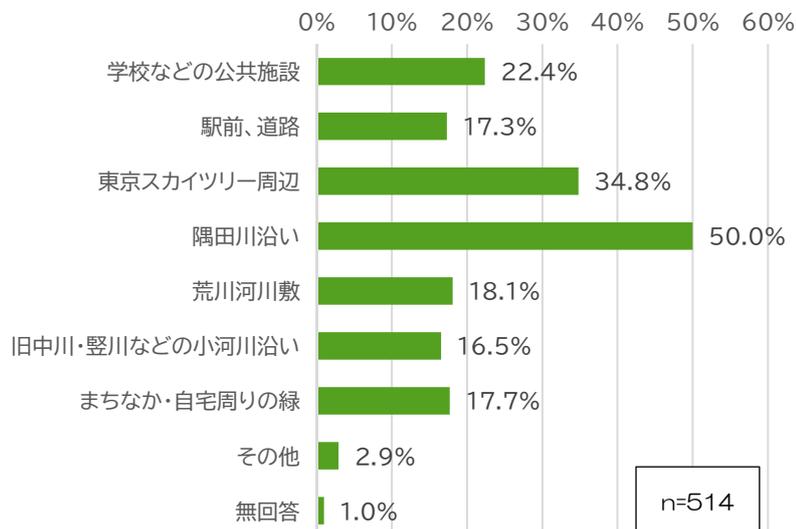
問5 あなたは、区内のどこに緑を増やしたほうがよいと思いますか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



⑥ 墨田らしい緑とは

昔からある「隅田川沿い」の緑を墨田らしい緑と考える人がいる一方、平成24(2012)年に建設された「東京スカイツリー」という、墨田区の新しいシンボルの緑を墨田らしいと考える人も多くいます。

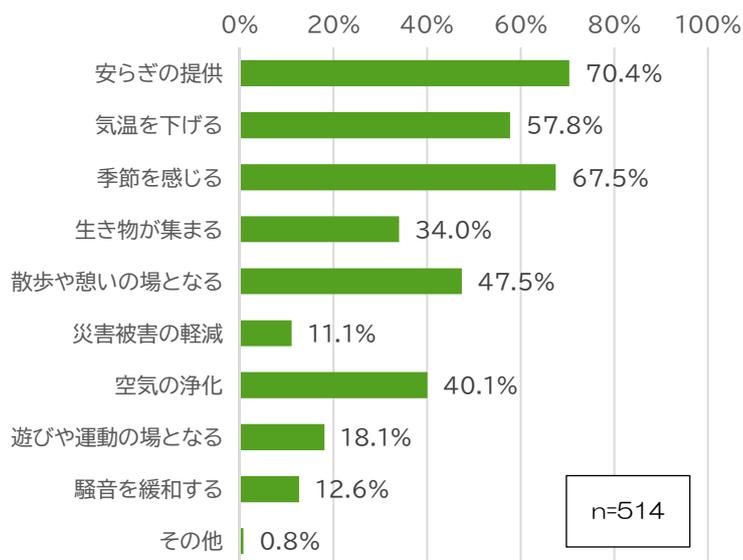
問6 あなたの思う「墨田らしい緑」とは、どこにある緑だと思いますか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑦緑の効果

緑の効果として「やすらぎを感じる」と回答した方が一番多く、その次は「季節を感じる」でした。このような心理的な効果をあげる方が多い一方で、「気温を下げる」といった、環境改善効果をあげる方も5割以上いました。

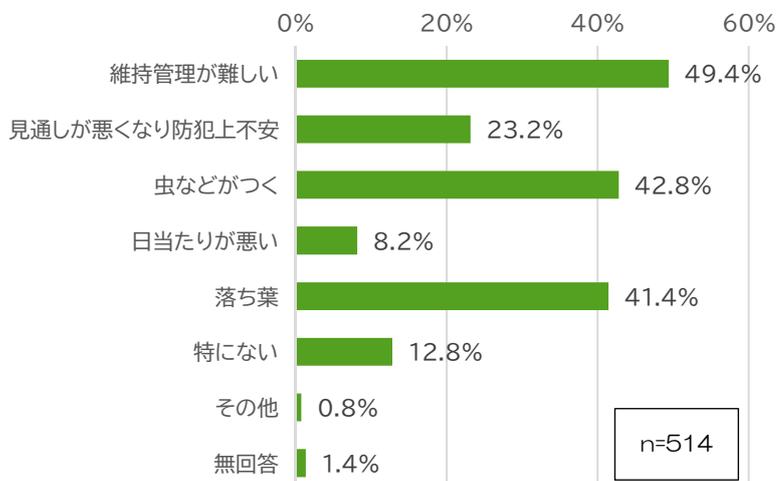
問7 あなたは、緑があるとどのような効果があると思いますか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑧緑が増えることで発生する問題について

緑が増えることで発生する問題について、「維持管理が難しい」と考えている方が5割近くと一番多く、その次に「虫などがつく」「落ち葉」と回答した方が多いという結果になりました。

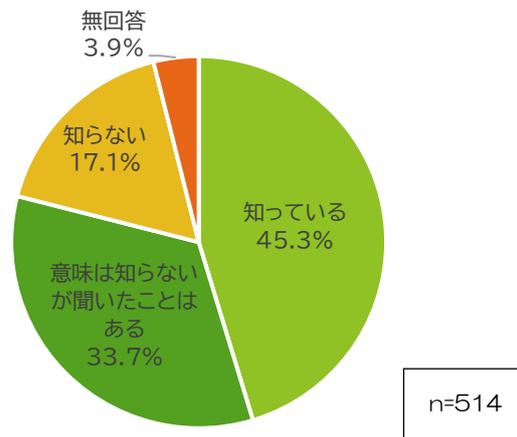
問8 あなたは、緑が増えることでどのような問題があると思いますか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑨生物多様性の認知度

「生物多様性」という言葉について、「意味は知らないが聞いたことはある」「知らない」を合わせると、意味を知らないという方が5割以上と、「知っている」と答えた方を上回っています。

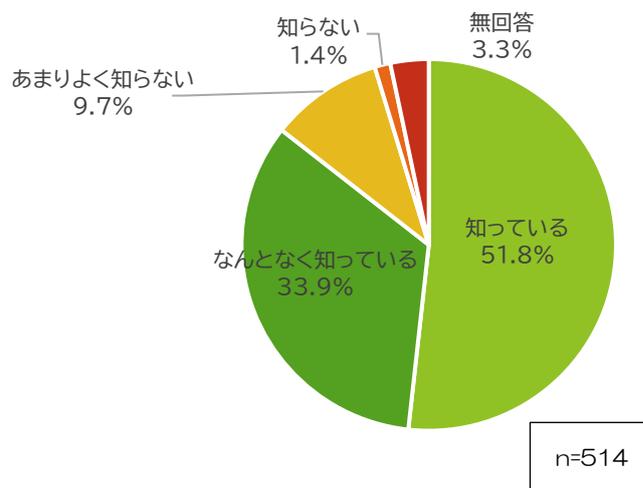
問9 あなたは生物多様性という言葉を知っていますか。次の中から一つ選んで当てはまるものに○をつけてください。



⑩外来種の問題についての認知度

外来種の問題について、5割の方が「知っている」、3割の方も「なんとなく知っている」と回答しています。

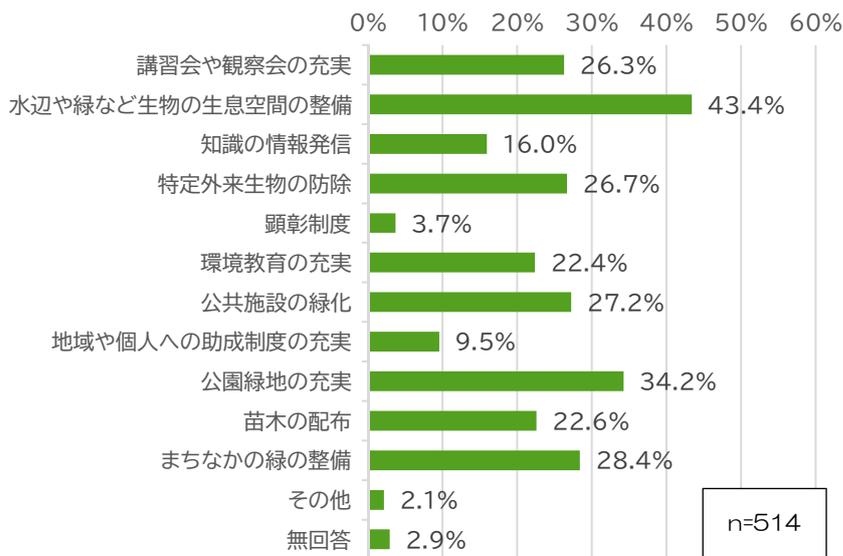
問10 あなたは、外来種の問題について知っていますか。次の中から一つ選んで当てはまるものに○をつけてください。



⑪ 緑や生物の保全のために区に期待すること

区に期待することとして、生物のためには「水辺や緑など生物の生息空間の整備」、緑のためには「公園緑地の充実」と回答した方が多い結果となりました。その他に多かったこととして、「講習会や観察会の充実」「特定外来生物の防除」「公共施設の緑化」「まちなかの緑の整備」があげられました。

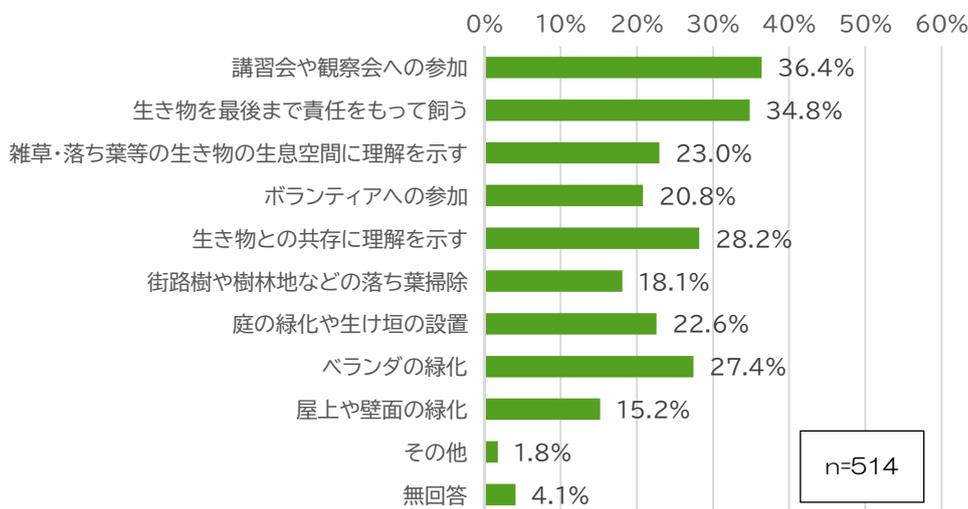
問 11 緑や生物の保全のために、あなたが区に期待することは何ですか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑫ 緑や生物の保全について、自分でできること及びやりたいこと

自分でできることなどとして、「講習会や観察会への参加」と回答した方が一番多く、その次が「生きものを最後まで責任をもって飼う」となりました。しかし、「生きものとの共存に理解を示す」「庭の緑化や生け垣の設置」「ベランダの緑化」と回答した方も一定数います。

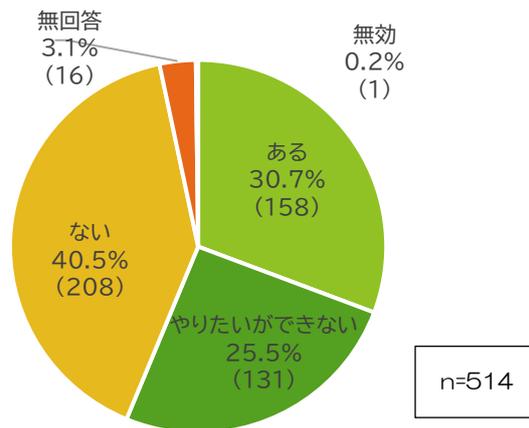
問 12 緑や生物の保全活動で、あなたが自分でできること及びやりたいと思っていることは何ですか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑬地域の緑化や保全活動への参加経験について

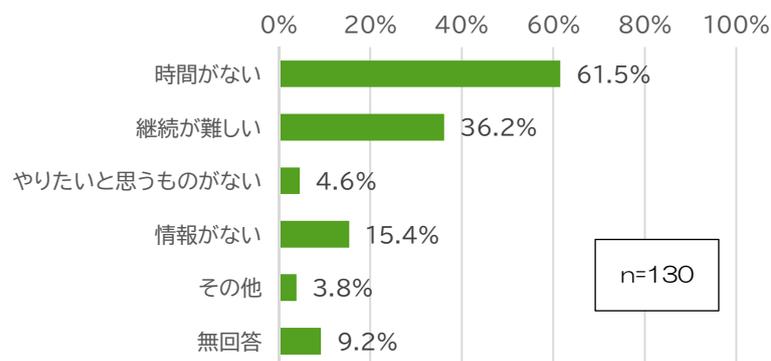
保全活動への参加経験について、「ない」と回答した方が「ある」と回答した方を上回る結果となりました。また、「やりたいができない」と回答した方の多くは「時間がないため」参加できないと回答しています。

問 13 あなたは、地域の緑や生物の活動（緑化講習会や自然観察会、ボランティア活動など）参加したことはありますか。次の中から一つ選んで当てはまるものに○をつけてください。



※ () 内の数字は回答者数

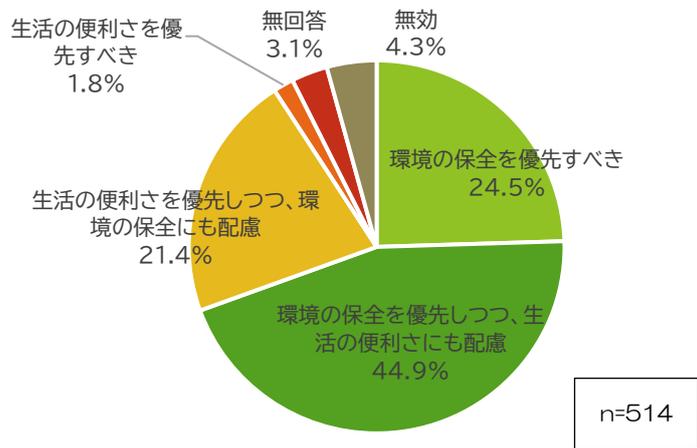
問 14 設問 13 で「やりたいができない」と回答した方に質問です。それはなぜですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑭環境の保全と生活の便利さの優先度について

「環境の保全を優先すべき」「環境の保全を優先しつつも、生活の便利さにも配慮」と、回答した方が合わせて約7割という結果になりました。

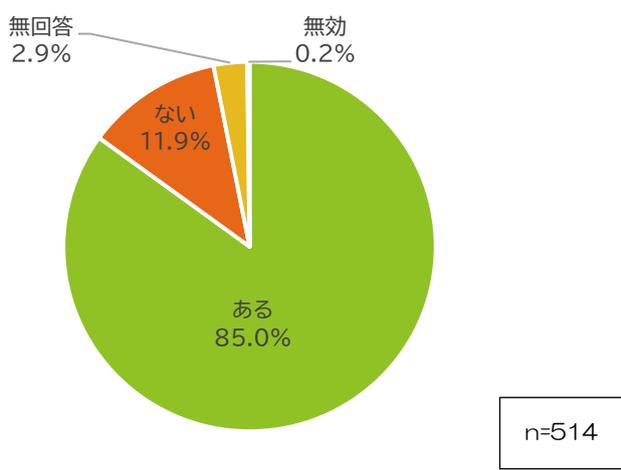
問 15 環境の保全と生活の便利さの優先度について、あなたは、どのように考えますか。一つ選んで当てはまるものに○をつけてください。



⑮自然の恵みを感じることはあるか。

自然の恵みを感じるものが「ある」と回答した方が、8割を超えています。

問 16 日々の暮らしの中で、自然の恵みを受けて暮らしていると感じることはありますか。次の中から一つ選んで当てはまるものに○をつけてください。



4 墨田区の生物カルテ

5：旧安田庭園及び横網町公園

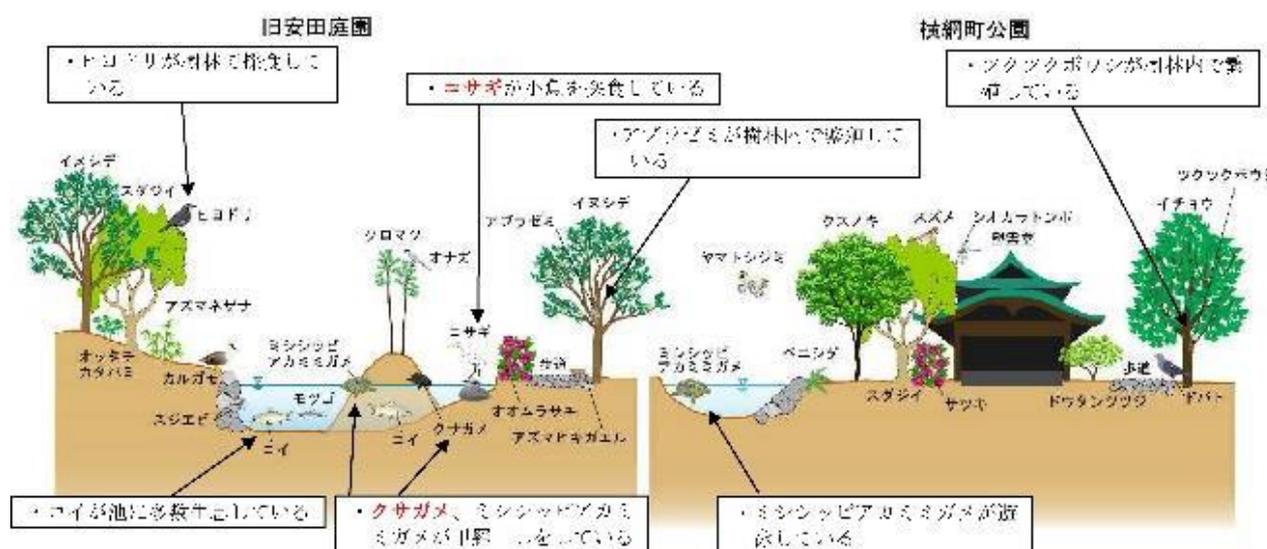


注1) 緑地の割合は、公表値ではなく実測値である。
 注2) 赤字は重要種、青字は特定外来生物を示す。

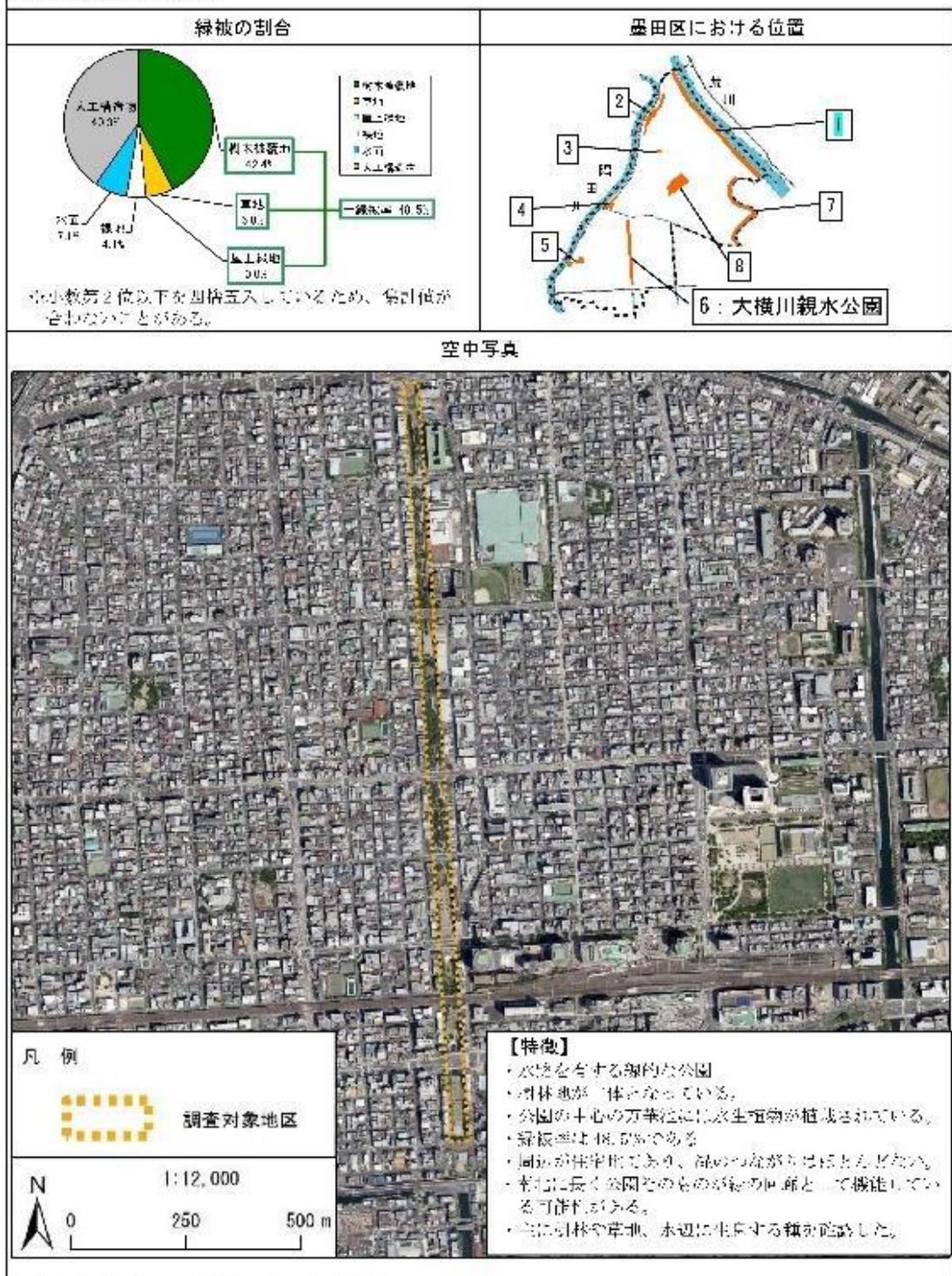
生物の確認状況(主な確認種)

植物	278種	昆虫類・クモ類	144種	鳥類	12種
【高木層～亜高木層】 クスノキ、クワ、イチョウ、スダジイ、サルスベリ 【低木層】 サツキ、オオムラサキ、ドウダンツツジ、ヤマブキ 【草花層】 オオタチカクバミ、ヒメジョオン、ペニンダ、メトシバ	【花層】 エノキノミヅラムシ、カネタツキ、センバジルハムシ、ウツクボウシ、ヘリグイアントウノミハムシ 【草層】 ホシシロコウ、イテトシヤウリ、ヤマトシジミ、ヒメシジミ 【地表】 アミメアリ	留鳥 オナガ ヲルガキ ドバト スズメ ヒヨドリ コサギ 留鳥類：クサガメ、ニホンヤモリ、ミシシッピアカミミガメ 留鳥類：確認なし	夏鳥 確認なし 4種 アズマヒキガエル 確認なし	冬鳥 エリカキメ ツクミ	
魚類 遊泳魚 モツゴ、ミナミメダカ 底生魚 コイ 口トウゴシノボリ等	4種 水生生物 目類：ヒメタコシ、サカマキガイ、カワコサザガイ 深形動物種：ユウミミズ	13種 目類：スジエド 水生昆虫：アメンボ、トガリアメンボ			

生物の生息状況(断面イメージ図)



6：大横川親水公園

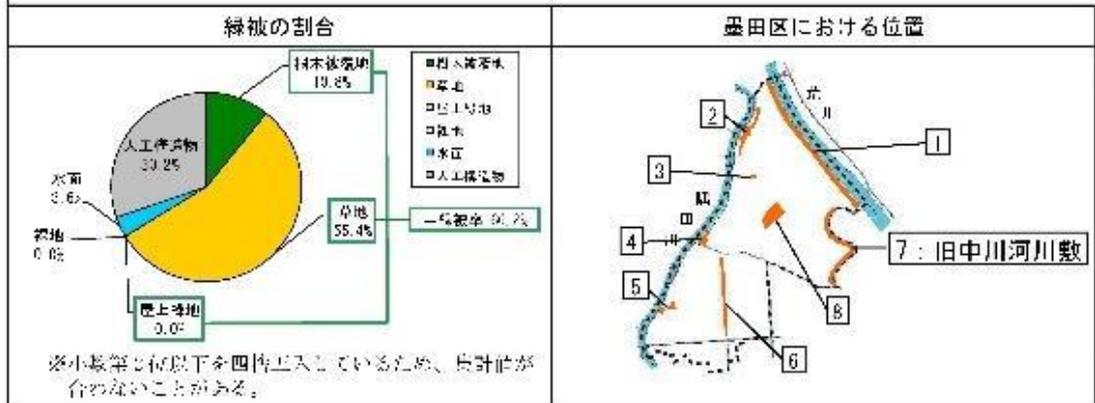


注1) 緑地の割合は、公表値ではなく実測値である。

注2) 赤字は重要種、青字は特定外来生物を示す。

生物の確認状況(主な確認種)									
植物	362種	昆虫類・クモ類	170種						
【高木帯～半高木帯】 シラカシ、モミジバフウ、ハンノキ、サルスベリ、ウツギ、ヤマギ 【低木帯】 キンシバク、ニシキギ 【草花帯】 エノコログサ、オオバコ、ヒメジョオン、メヒシバ 【水生植物】 ソトイ、トメガサ、ミズカンナ、ヒツジグサ、ホテイアオイ、ミズトマワリ	【雑木】 ハンノキハムシ 【草花】 モンシロチョウ、イチモンジヤナギ、ヤマトシジミ、トゲシババチ、ハクローハバチ 【地表】 トゲジ、ハサミムシ 【水辺】 アジアイトトンボ、キンヒバリ、シオカラトンボ	22種 <table border="1"> <thead> <tr> <th>留鳥</th> <th>夏鳥</th> <th>冬鳥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コサギ カルガモ ドバト スズメ トビ</td> <td>ミズルリ ツバメ</td> <td>ツグミ</td> </tr> </tbody> </table>	留鳥	夏鳥	冬鳥	コサギ カルガモ ドバト スズメ トビ	ミズルリ ツバメ	ツグミ	
留鳥	夏鳥	冬鳥							
コサギ カルガモ ドバト スズメ トビ	ミズルリ ツバメ	ツグミ							
魚類	8種	水生牛物	14種						
産卵魚 コイ、フナ、ギンブナ、カダヤシ	底生魚 口トウゴシノボリ類	目科：ハブタコ、モノアラガイ、ウカマキガイ、 藻形動物群：ミズミミズ科	干潟類：ミズムシ、メジエビ、アメリカザリガニ 水生昆虫：アメンボ、ハネナシアメンボ						
生物の生息状況(断面イメージ図)									

7：旧中川河川敷



空中写真

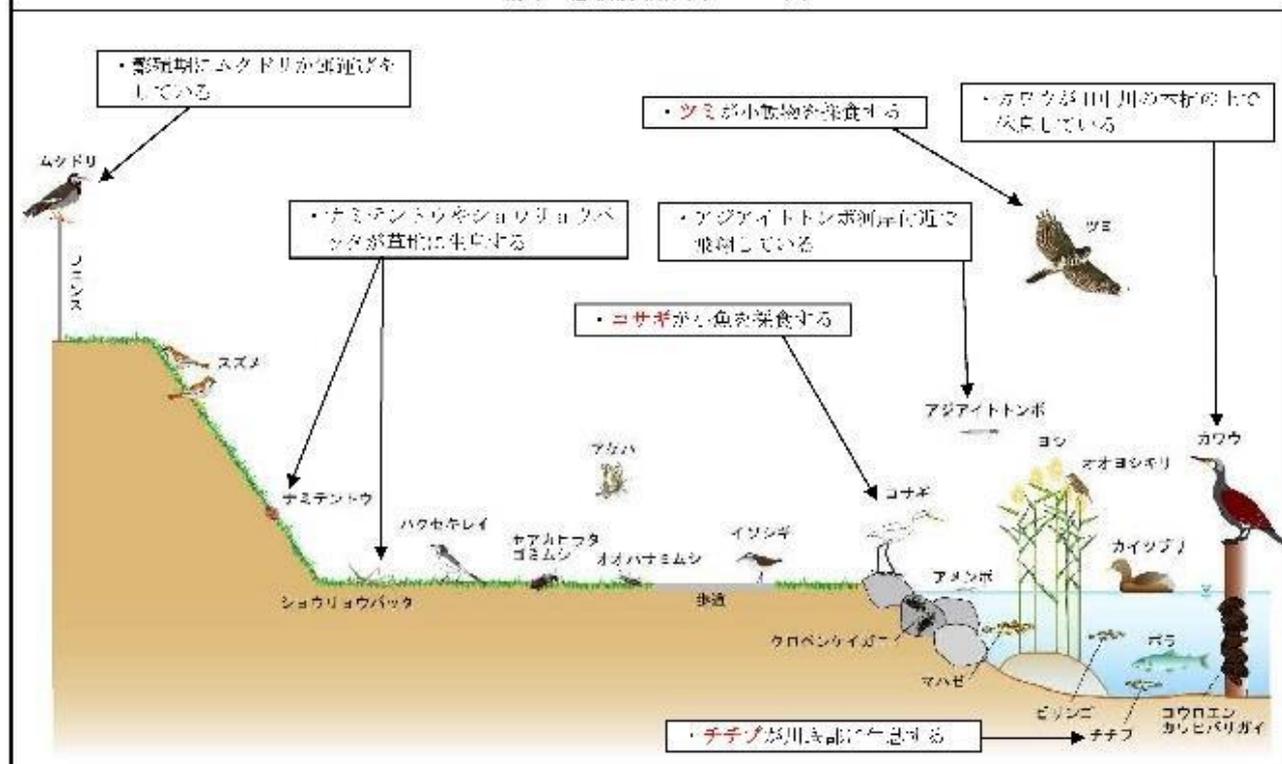


注1) 緑地の割合は、公園地ではなく実測値である。
 注2) 赤字は重要種、青字は特定外来生物を示す。

生物の確認状況(主な確認種)

植物 170種		昆虫類・クモ類 192種		鳥類 31種		
【高木帯～亜高木帯】 ソメイコシノ、マテバシイ、 トウホズミモジ、ヤマブシ 【低木帯】 アジイトイ、オオムラサキ 【草本帯】 シバ、チガヤ、ネズミムギ、 セイタカアワダチソウ、 オオキケンケイギク 【水生植物】 コシ、サンカクイ、 ウラボク	【樹木】 アブラゼミ 【草刈】 アゲハ、イチモンジセセキ、 ショウリョウバッタ 【地表】 クロヤマアリ、オオハサミムシ 【水辺】 アジアイトトンボ、ヤマトヒメ メダカカマツカシムシ	留鳥 カワウ、スズメ、 オオヨシキリ ハクセキレイ、 パン、 ダイサギ 、 コサギ、ツミ、 チョウゲンボウ、 イソシギ 両生類・爬虫類・哺乳類 両生類： アズマヒキガエル 爬虫類： ニホンヤモリ 、 ニホンカナヘビ 哺乳類：確認なし	夏鳥	冬鳥	3種	
魚類 9種 逆泳魚 リグイ、ボラ、 スズギ、カダヤシ 底生魚 アベハゼ、ピラシユ、 マハゼ、 チチブ 、 ヌマチチブ	水生生物 41種 貝類： ヨシダカワザンショウガイ 、 カワヒバリガイ 、ヨウロエン カワヒバリガイ、マガキ 環形動物類： アシナガバカイ 甲殻類：スジコシモドキ、 クロベン ケイガニ 水生昆虫：アメンボ、キタアトムシ	3種				

生物の生息状況(断面イメージ図)



生物の確認状況(主な確認種)			
植物	359種	昆虫類・クモ類	120種
鳥類			7種
【高木類～半高木類】 シラカシ、イタヤ、ラ、 アメリカヤマボウシ、カイヅ カイブキ、	【樹木】 アブラゼミ、カネタタキ、 ツツジダンバイ、プラタナスフ ンバイ	留鳥 スズメ シジュウカラ ドバト キジバト ヒヨドリ ハシブトガラス	夏鳥 確認なし 冬鳥 確認なし
【灌木類】 アキナギ、ハナズオウ	【草花】 アゲハ、サイヨフミツバチ、モン シロチョウ、ウリハムシ	両生類・爬虫類・哺乳類	1種
【草花類】 メニシバ、オニシバ、 ハキダメギク、カイタカアワ ダチソウ	【地衣】 アミメアリ、シロヤマア	両生類：確認なし 爬虫類：ニホンヤモリ 哺乳類：確認なし	
魚類	遠泳魚	底生魚	水生生物
※生物が生息する水域が存在しないため調査は実施していない			
生物の生息状況(断面イメージ図)			

5 用語解説

	用語	説明
あ	アイストップ	まちかど等にある建築物や樹木など、人の視線を引きつける役割を果たす対象物で、単調な景観に変化や魅力を与える。
	インフラ	「産業や生活の基盤」あるいは「社会資本」などを意味する「インフラストラクチャー」の略。
	SNS	(Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
	オープンスペース	大規模開発などで計画する屋外の空地全般のことで、機能として緑地、公園、ポケットパークなどのこと。
か	キャンパスコモン	文花地区にある千葉大学と情報経営イノベーション専門職大学の間に位置する大学のあるまちづくりのシンボルとなる広場。近接するあずま百樹園と一体的に公園として整備し、研究発表の場となるほか、地域のイベントの開催など地域に開かれた交流の場として活用されることが期待されている。
	橋台地	橋梁のもとに位置する緑地や広場として整備されている土地。橋梁の架替えの際は、仮橋の設置に必要な用地として活用する。
	公開空地	都市計画制度や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の総合設計制度に基づき、開発プロジェクトの対象敷地内に設けられた空地のうち、一般に開放され、歩行者が自由に通行または利用できる区域のこと。
	公開空地等のみどりづくり指針	都市開発諸制度等で生まれる公開空地において、みどりのネットワークの形成や快適性、安全性、景観など、その価値を一層向上させるため、東京都が平成 19 年 7 月に定めて運用している指針
さ	墨田区基本計画	区政の指針となる「墨田区基本構想」に描かれた将来の姿を区民、事業者、区の協働によって実現するための本区における最上位の総合計画。
	墨田区公園マスタープラン	都市公園やこれに準ずる施設の新規整備、既存公園の改修、区民参加型の公園管理運営等について具体的に示し、効率的に事業を進め、生活に潤いを感じ、快適な生活を実現するための計画。平成 7 年（1995 年）に、30 年計画として策定。平成 22 年に中間改定をした。
	墨田区都市計画マスタープラン	「墨田区基本構想」や「墨田区基本計画」、東京都の「都市づくりのグランドデザイン」などを上位計画として、それぞれの計画で示されたまちづくりについての基本的な考え方に即し、目標の達成をめざすための計画。 また、都市計画法における市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第 18 条の 2）であり、東京都の定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、墨田区の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を示すもの。

墨田区景観基本計画	墨田区基本構想、墨田区基本計画及び墨田区都市計画マスタープランを上位計画とし、景観法、東京都景観計画をふまえた墨田区の景観まちづくりの指針。
墨田区景観計画	景観法第8条第1項に規定される景観計画。景観まちづくりの指針である墨田区景観基本計画の実行計画として、東京都景観計画をふまえた墨田区独自の景観まちづくり施策を示すもの。
親水テラス	都市住民が水に親しめるよう、川岸などを整備して作られた遊歩道や緑化地。
視認性	目で見たときの確認のしやすさ。デザインや人間工学の分野において、背景に対し色や形が際立っていたり、文字が大きくてわかりやすかったりする度合い。
樹林構造（階層構造）	一般的に、植物が生育する高さによって、林床（地表層）、草本層、低木層、亜高木層、高木層（林冠）に区分される、生息地の垂直的な植生による階層の構造のこと。
墨田区住民意識調査	墨田区民の世論を知るため行うもの。第26回の調査は、満18歳以上の区民3,000人を対象に令和2年7月20日(月)から8月5日(水)の期間、郵送により実施。
樹木医	樹木の生理・生態を理解し、調査、設計監理、維持管理業務に精通し、診断及び治療をとおして落枝、倒木などによる人的、物損被害の抑制や後継樹の保護育成ならびに樹木の保護・育成に関する知識の普及及び指導を行う専門家のこと。
CSR	《Corporate Social Responsibility》収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行うなど、企業が市民として果たすべき責任をいう。企業の社会的責任。
樹冠	樹木の幹の上部にあって枝や葉の茂っている部分をさす。ドイツ語に由来したクローネ Krone も用いられる。同じ樹種でも森林を形成しているときと孤立しているときとではその樹冠の形は変化する。
た	
第二次すみだ環境の共創プラン	墨田区の「環境基本計画」であり、区の環境行政の最上位となる計画。墨田区の最上位の総合計画である「墨田区基本構想」における区の将来の姿の実現に向けて、環境の側面から墨田区が取り組むべき環境政策の基本的方向を定めている。また、プランの策定にあたっては、環境分野における国や東京都の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、墨田区的主要関連計画や各種事業計画における施策との整合を図っている。
都市公園	都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園及び都市計画区域外に都市計画決定し開園したもの。
東京が新たに進めるみどりの取組	都市づくりのグランドデザインで示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、との関係局による検討を経て、東京が進めるみどりの取組をまとめたもの。

	都市づくりのグランドデザイン	平成 28 年 9 月に東京都都市計画審議会から出された答申「2040 年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの 基本的な方針と具体的な方策を示したもの。「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から 7 つの戦略、30 の政策方針、80 の取組を示している。
	地先園芸	公道等との敷地境界に鉢植え等を置いたり、公道に接する側の庭や塀を緑化すること。(地先緑化)
	都市開発諸制度	公開空地の確保等の公共的な貢献を行う建築行為に対して、容積率や斜線制限などの建築規制を緩和することにより、市街地環境の向上に資する都市開発の誘致を図る制度で、再開発促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用区及び総合設計がある。
な	内部河川	荒川、隅田川、臨海地区に囲まれた江東三角地帯を流れる旧中川、小名木川、横十間川、北十間川、大横川、仙台堀川、平久川、豎川、大島川西支川、大横川南支川、越中島川の 11 河川をあわせて江東内部河川と呼ぶ。
は	ハンギングバスケット	かご状の容器を用いた花の寄せ植え。壁やフェンスにかけて楽しむことができるため、限られたスペースでもガーデニングを楽しむことができる。
	Park-PFI	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。
	ヒートアイランド現象	熱の島という意味で、都市の気温が周囲よりも高くなる現象。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に見えることからこのように呼ばれる。
	ビオトープ	生きものを意味する「Bios」と場所を意味する「Topos」を合成した造語。日本語では「生きものの場所」「生きものが暮らす場所」という意味を持つ。ビオトープを人工的につくることで、たくさんの生きものを呼び込むことができる。
	墨堤の桜	隅田公園の隅田川沿いにある総延長約 1km もある桜並木。徳川八代将軍吉宗が享保 2 年 (1717 年) に堤防保護と風流を考えて植えたのが始まりとされており、現在も多くの人に親しまれている。
	歩道緑地帯	道路の歩道・車道を区分するために設けた草木を植えた帯状の部分。 令和 2 年 4 月 1 日現在 35 路線 (区政概要より)
ま	緑と花の学習園	植物を楽しみたい方をサポートするため、「見て」「学び」「相談」できる施設として昭和 56 年に開園した区立植物園。園内では約 350 種類の植物が植栽されており、見て楽しむことができるだけ

		でなく、緑化講習会・緑に関するイベントや緑化相談を実施し、区民の緑づくりを支援する拠点となっている。
	緑の東京計画	平成 12 年 12 月に策定。東京都全域を対象に、おおむね 50 年後における東京の緑の望ましい将来像を見据えて、平成 13 年度から平成 27 年度までの 15 年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向や推進策などを明らかにするもの。
	緑のカーテン	アサガオやゴーヤなどのツル植物でつくった日よけのこと。暑い夏には、日差しをやわらげ、部屋の中に涼しい風を通す、自然のエアコン。また、野菜なら収穫も楽しめるカーテン。
	みどり率	「緑被率」に「河川等の水面が占める割合」と「公園内の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもの。
や	ヤゴ救出作戦	小学校のプールに生息するトンボの幼虫（ヤゴ）をプール清掃前に児童が採取し、生きた自然環境学習の素材として活用してもらうことにより、環境体験学習として、子ども達が身近な生きものと触れ合う機会を提供することを目的として実施している事業。
	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることです。
ら	緑視率	緑視とは、人の目に映る緑の量のこと、立体的な視野内に占める緑量の割合を緑視率という。これは、人間の緑に対する満足度、意識の把握手段として用いられ、人間の視野の範囲で撮影した写真を用いて、その中に占める樹木等の面積占有率を集計するものである。
	緑被率	緑被地（樹林、草地、屋上緑地）が、その地域全体の面積に占める割合のこと。緑との量を把握する手法として広く用いられている。
	裸地	草木が一本も生えておらず、岩や土がむきだしになっている土地（地面や場所）のこと。
	レッドデータブック東京 2013	「東京都の保護上重要な野生生物種」（本土部）～東京レッドリスト～2010 年版の掲載全種を解説した冊子。平成 25 年 5 月に東京都環境局が作成。
	緑化重点地区	都市緑地法第 4 条の中で、緑の基本計画の策定項目の中に、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として規定されている。緑化重点地区は、緑化の方向性や手法などについてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画がめざすものをモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目的としている。

第二次墨田区緑の基本計画
～墨田区生物多様性地域戦略～
令和●年 ●月

墨田区 都市整備部 環境保全課
〒130-8640
墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
電話 : 03-5608-6208
F A X : 03-5608-6934

